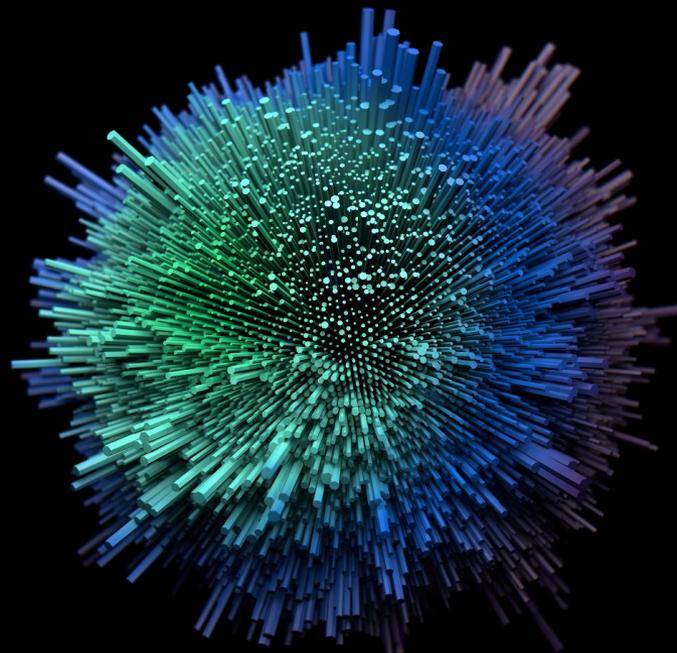


Deloitte.



ベトナム会計税務の基礎知識及び、 不正リスクマネジメント

2022年7月

本日の講義内容

第一章 ベトナム会計税務の基礎知識

- 1 ベトナムの企業形態
- 2 ベトナム会計の基礎知識
- 3 ベトナム税務の基礎知識

第二章 不正リスクマネジメント

- 1 ベトナムにおける、不正の特徴及び法整備の状況
- 2 不正ケーススタディ
- 3 予防、発見の為の取組み



第一章 ベトナム会計税務の基礎知識

1. ベトナムの企業形態
2. ベトナム会計の基礎知識
3. ベトナム税務の基礎知識
 - 3.1 法人税 (CIT: Corporate Income Tax)
 - 3.2 付加価値税 (VAT: Value Added Tax)
 - 3.3 個人所得税 (PIT: Personal Income Tax)
 - 3.4 外国契約者税 (FCT: Foreign Contractor Tax)
 - 3.5 移転価格税制 (TP: Transfer Pricing)
 - 3.6 関税 (CD: Custom Duty)
 - 3.7 特別消費税 (SCT: Special Consumption Tax)
 - 3.8 税務調査について
 - 3.9 その他



1. ベトナムの企業形態

1. ベトナムの企業形態

ベトナム企業法における企業形態

ベトナム企業法（Law59/2020/QH14）にて規定されている企業形態として有限責任会社、国営企業、株式会社、合名会社、私人企業が挙げられている。

外国企業は、有限責任会社、または株式会社の形態をとっており多くの場合は有限責任会社の企業形態をとっている。

また、有限責任会社には①二人以上社員有限責任会社と、②一人社員有限責任会社がある。

主な会社の形態	内容
二人以上社員有限責任会社	2人から50人の組織や個人の社員からなる企業であり社員は出資した金額の範囲内において、企業の債務及びその他財産的義務について責任を負う
一人社員有限責任会社	1つの組織、または1人の個人により所有される企業であり定款資本の範囲内において、企業の債務及びその他財産的義務について責任を負う
株式会社	株主には組織や個人がなり得る。株主は最低3人以上必要であり、上限については規定されていない。株主は株式への投資額の範囲内でのみ会社の債務及びその他の企業の財産義務について責任を負う

1. ベトナムの企業形態

二人以上社員有限責任会社と一人社員有限責任会社

外国企業の多くが有限責任会社の形態をとっており、組織構造は以下のとおり。

	二人以上社員有限責任会社	一人社員有限責任会社
会社の管理組織機構	社員総会(年1回は開催が必要)、社員総会の会長、社長又は総社長を置く	以下のいずれかの形態をとって管理される a) 会長、社長または総社長 b) 社員総会(回数の規定なし)、社長または総社長

なお、旧会社法では、監査役会、または監査役の設置が義務付けられていたが、改正に伴い新会社法(2020年)では、**監査役会や監査役の設置は義務ではなく、任意**となっている。また社員総会における、普通決議・特別決議の要件は以下のとおり。

	二人以上社員有限責任会社	一人社員有限責任会社
決議要件 (普通決議)	出席者持分の65%	出席者の50%を超えた賛成、もしくは出席者が所有する議決票数の50%を超えた賛成が必要
決議要件 (特別決議)	出席者持分の75%	出席者の75%の賛成、もしくは出席者が所有する議決票数の75%の賛成が必要



特別決議の内容	<ul style="list-style-type: none">直近の財政報告書における財産総額50%超の財産の売却定款の修正、補充会社の再編、解散の決定	<ul style="list-style-type: none">定款の修正、補充会社再編定款資本の一部又は全部の譲渡
---------	---	--

1. ベトナムの企業形態

外国企業の会社設立

ベトナムで現地法人を設立する際には、投資登録証明書(Investment Registration Certificate:IRC)及び企業登録証明書(Enterprise Registration Certificate:ERC)の取得が必要となる。

種類	内容
投資登録証明書(IRC) Investment Registration Certificate	外国企業は、ベトナムにおける法人設立に際して投資プロジェクトの登録が必要となり、投資プロジェクトを登録し、投資登録証明書を手に入れる必要となる。また次項の企業登録証明書の申請において、投資登録証明書が必要となる
企業登録証明書(ERC) Enterprise Registration Certificate	IRCで登録された投資プロジェクトについて、実施するための法人を設立するための証明書
ビジネスライセンス Business License	IRC,ERCとは別に、特定の業種については別途ビジネスライセンスの取得が必要となる

1. ベトナムの企業形態

駐在員事務所・支店形態

現地法人の形態として、有限責任会社や株式会社等の企業形態とは別に駐在員事務所や支店を設立することができる。共に法人格は有していない。

①駐在員事務所

駐在員事務所は営業活動を行うことは認められておらず、以下のような限定された活動が認められている

- 1) 連絡
- 2) 事業協力活動の促進
- 3) 市場調査

②支店

支店の活動としては、設立時に許可された活動が認められている
支店の設立は一定の業種に限定して認められており、銀行業、情報産業、法務サービス、保険サービスなどに限られている

2. ベトナム会計の基礎知識

2. ベトナム会計・税務の基礎知識

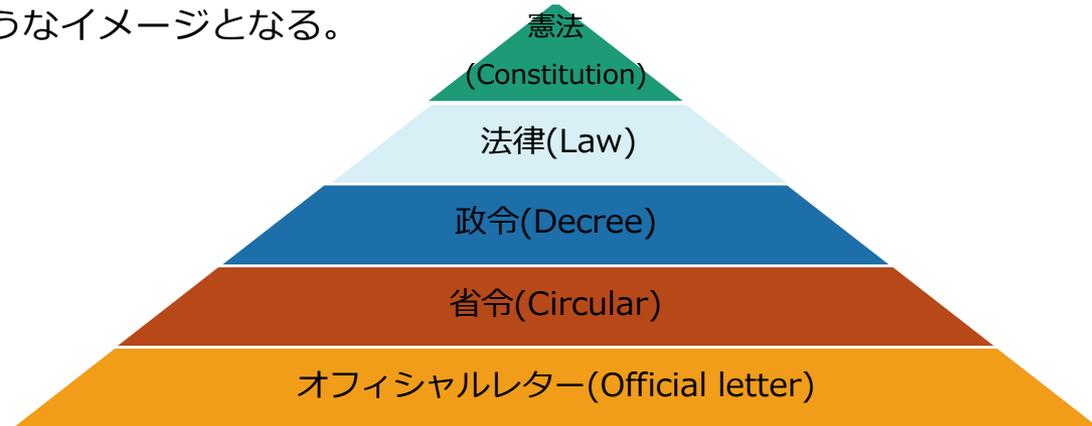
法令の階層構造

ベトナムにおいては、すべての法律が「Constitution(憲法)」に基づき公布される。

国会が「法律(Law)」を発行し、そちらに基づき、政府が法律の具体的な実施方法を定めるために「Decree(政令)」を発行する。政府から指示を受けた各省庁が、上記法律や政令を実施するための行政手続や内部指針を詳細に示す「Circular(省令)」を制定する。

上記法令等の実施に当たり、特定の項目について、より具体的な指針を求めるための質問を国民から政府へ提出した場合に、政府より書面にて公式回答を得られる場合がある。これを「Official letter(オフィシャルレター)」という。

上記の階層を図で表すと右のようなイメージとなる。



法令については「番号」 - 「発行年」 - 「階層」 - 「発行元」の形で記載される。

例えば：30-2020-TT-BTCは「財務省発行の2020年30番目のCircular」となる。

TTは省令(Circular) のことを示し、BTCは財務省のことを示す。なお政令(Decree)はNDと表れる。

2. ベトナム会計の基礎知識

ベトナム会計制度、会計基準(Vietnam Accounting Standard: VAS)の特徴

ベトナム会計制度の主な特徴

①財務諸表

ベトナムにおける財務諸表は以下の4つから構成されている。(株主資本等変動計算書はない)
・貸借対照表(BS) / ・損益計算書(PL) / ・キャッシュ・フロー計算書(CF) / ・財務諸表注記

②決算期

原則的に12月末が決算期末。その他、3月末、6月末、9月末を選択申請することも認められている
なお、設立初年度、及び会社清算時のみ、15か月以内の事業年度とすることが可能

③会計監査

外国企業は会計監査人による監査を受ける義務がある

④提出期限

年次財務諸表は、会計期間終了の日から90日以内に提出しなければならない

⑤会計書類

ベトナムでは、企業が使用する勘定科目・勘定コードのみならず、企業が作成する証憑書類や会計帳簿、財務諸表の詳細な様式が特定されているため、原則として従う必要がある
なお、勘定科目・勘定コードについては、財務省が提供する勘定コード表 (chart of accounts) がある

⑥チーフアカウンタント

原則として、チーフアカウンタントの資格を有する者を採用することが必要

2. ベトナム会計の基礎知識

VASとIFRSの間における主な差異

内容	IFRS	VAS	コメント
収益認識	IFRS15	VAS14	VAS14は、IAS18号と同様の内容となっているため、差異がある
リース	IFRS16	VAS6	VAS6は、IAS17号と同様の内容となっているため、差異がある
のれん	IFRS3,IAS36	VAS11	VASでは、のれんは10年以内で償却することになっているが、IFRSでは償却せず、毎期減損テストを実施する
資産の減損	IAS36	N/A	VAS未発行
金融商品	IFRS9	N/A	VAS未発行
従業員給付	IAS19	N/A	VAS未発行

2. ベトナム会計の基礎知識

ベトナムにおけるIFRS適用のRoad map

財務省は2020年3月16日に、ベトナムでのIFRS適用に関する決定書 Decision345/QD-BTCを発行し、IFRS適用のロードマップを提示

フェーズ	内容（ベトナム会計基準の特徴）
準備フェーズ (2020年～2021年)	ベトナムにおいてIFRSを適用する準備を行う
フェーズ1 (2022年～2025年)	任意適用 連結財務諸表の対象：国際的な金融機関から借入がある国営企業の親会社。上場親会社等 個別財務諸表の対象：親会社が外国企業でIFRS適用の能力を備えた100%外国投資企業
フェーズ2 (2026年以降)	強制適用 既にIFRSを適用している企業を除き、全ての企業においてベトナム財務報告基準("VFRS")の適用が必要。 零細企業に向けに個別のガイダンスを用意する予定あり

3. ベトナム税務の基礎知識

3. ベトナム税務の基礎知識

目次

- 3.1 法人税 (CIT: Corporate Income Tax)
- 3.2 付加価値税 (VAT: Value Added Tax)
- 3.3 個人所得税 (PIT: Personal Income Tax)
- 3.4 外国契約者税 (FCT: Foreign Contractor Tax)
- 3.5 移転価格税制 (TP: Transfer Pricing)
- 3.6 関税 (CD: Custom Duty)
- 3.7 特別消費税 (SCT: Special Consumption Tax)
- 3.8 税務調査について
- 3.9 その他

3.1 法人税 (CIT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける法人税(CIT)の主な特徴としては以下のとおり。

項目	コメント
課税年度	原則として課税年度は暦年(1月から12月)。3月、6月、9月も選択可能 また、新設会社の初年度又は清算会社の最終年度は15ヶ月まで認められている
標準税率	20% ベトナムでは様々な優遇税制があり、次スライドの表参照
申告・納付	①四半期申告・納付 各四半期の翌月末日までに申告・納付しなければならない ②確定申告・納付 決算日後90日以内に、申告・納付を行う必要がある
欠損金の繰越	欠損金発生から、 5年間繰り越すことが可能 。ただし、当該欠損金は利益が免税期間の ものであろうと無かろうと、古い順に発生した利益と即時控除されなければならない
時効	本税・遅延金利の時効は 10年 。罰金(税務手続違反)の時効は 5年 となっている
罰則	①遅延金利：2016年7月以降は、0.03%/日、25.55%/年。それより前の年度では率が高い ②過失(申告書記載誤り等)：更生額の20% ③虚偽申告・脱税：更生額の1倍から3倍までの罰金

※時効及び罰則規定は、法人税(CIT)だけでなく、個人所得税(PIT)、付加価値税(VAT)、外国契約者税(FCT)などその他の税金においても同様に適用される。

3.1 法人税 (CIT)

ベトナムにおける主な優遇税制

条件	優遇法人税率	優遇税率適用期間	免税期間	半税期間
一定の条件下にある工業団地入居企業	-	-	2年間	4年間
社会的・経済的に困難な地域への新規投資	17%	10年間	2年間	4年間
特に社会的・経済的に困難な地域への新規投資	15%	15年間	4年間	9年間
農業協同組合及び共済組合 農業・漁業に係る企業	15%	全期間	-	-
ハイテク・先端技術、特に重要なインフラ及び ソフトウェア開発に関する企業 政令111号/2015/ND-CP、通達55号 /2015/TT-BTCにおいて指定された裾野産業に 該当する製造業	10%	15年間	4年間	9年間
ハイテク、先端技術、特に重要なインフラ及び ソフトウェア開発に関する企業	10%	最長30年	4年間	9年間

税率の免税期間は、単年度ベースで初めて課税所得が発生した年度から開始。

ただし、課税所得が発生した年度から3年度以内に課税所得の計上が行われない場合は、赤字であっても4年度目から強制的に免税期間が開始される。

3.1 法人税 (CIT)

法人税上の課税所得計算における基本的な項目

項目	内容
課税所得	課税所得=総所得 - 総支出 - 繰越欠損金(あれば)で計算される 基本的な考え方は日本と同様
損金算入項目	ベトナムの法人税法上、損金算入処理するための要件 ①事業活動に関連して実際に発生した費用である事 ②正規の証憑類があり、立証可能な費用である事 (2,000万VND以上の支出は銀行送金証明書など現金払い以外の証憑が必要)
損金不算入項目	例えば以下のような項目が損金不算入となる ①製品の製造や販売活動のために使用されていない固定資産の減価償却費 ②雇用契約、労働協約もしくは就業規則に明記されていない給与及び賞与 (年間200時間を超える残業代) ③標準数値を著しく上回る原価使用量(原材料、供給品、燃料、電力等) 部分 ④法人税確定申告の日までに支払われていない費用 ⑤外貨建債権に係る期末為替レートによる換算差額 ⑥寄付金、資本的支出、ゴルフ会員権の購入費用、ゴルフのプレー代 ⑦実際給与の1か月平均額を超える場合の福利厚生費 ⑧ 銀行送金を経していない2,000万VNDを超える支出
減価償却費	固定資産・・・耐用年数1年以上かつ各資産の取得価額が3,000万VND以上のもの 減価償却については、耐用年数表に記載されている各分類ごとの年数に従って、 通常定額法で減価償却を行う

3.2 付加価値税 (VAT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける付加価値税(VAT)の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
概要	VATは製造・卸売・小売の各取引段階において課税される間接税の一種で、 <u>日本での消費税と概ね同様の性質</u>
標準税率	<u>10%</u> 。ただし対象品目に応じては0%もしくは5%が適用される。次スライドの表参照 また2022年2月から12月の期間については10%ではなく8%が適用(例外あり)となっている
申告・納付	月次もしくは四半期で申告・納付を実施 (<u>年度末確定申告は不要</u>) ①月次申告・納付 <u>前年度の売上が500億ドン以上、かつ、会社設立後12カ月以降経過している企業が該当</u> <u>翌月20日までに申告・納付</u> ②四半期申告・納付 <u>以下のいずれかに該当する場合</u> <u>1)前年度の売り上げが500億ドン以下、かつ、会社設立後12カ月以降経過している企業</u> <u>2)設立後12カ月未満の会社が該当</u> <u>各四半期末翌月末日までに申告・納付</u>

3.2 付加価値税 (VAT)

法令上の基本ルール

各税率の対象品目は以下のとおり。

項目	コメント
0%	<ul style="list-style-type: none">・ 輸出対象品目、輸出加工区内の企業(EPE) への物品の販売・ 国際輸送サービス・ 輸出サービス <p>ベトナム企業から外国企業に対して提供されるサービスについて、<u>当該サービス輸出がベトナム国内で消費・提供されたものである場合は、10%のVATが課税</u>される。上記条件を満たさないサービス輸出はVAT0%が適用される</p>
5%	水道、農産品、農業サービス、基礎化学品、科学技術サービス、医薬品、医療機器、教育補助、幼児読本、食料品など
10%	標準税率 。上記以外の品目・サービスに適用 (上記のとおりベトナム国内で消費される輸出サービスも10%の課税対象)
非課税取引	<ul style="list-style-type: none">・ <u>土地使用权の譲渡</u>・ 非金融機関(関係会社等)への支払利息・ 株式取引・ 医療サービス、生命保険・ 公共交通機関 など

※非課税取引と0%課税の違い:非課税も0%課税も、その売上にかかるVATを支払うことがない点で同じであるが以下のような違いがある。

- ・ 非課税取引：課税対象外であるため、仕入税額控除や還付が適用できない取引
- ・ 0%課税取引：課税対象取引であるため、仕入税額控除が受けられる取引

3.2 付加価値税 (VAT)

納税額の計算

VATの納税額の計算・控除

項目	コメント
概要	<p>VATの計算方法は控除法と直接法の2つが認められている</p> <ul style="list-style-type: none">・ 控除法：当月VAT納付額=当月売上VAT-当月仕入控除VAT・ 直接法：当月VAT納付額=販売・サービス等の付加価値合計×税率 <p><u>多くの企業は控除法を採用</u>。ただし、新設会社は原則直接法により申告を行う必要がある</p>
控除	<p>仮払VATとして納税額から控除するための要件は以下の3点が求められている</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適切な公式インボイス、または外国契約者に代わって国庫に納税した証明・ (輸出入取引の場合)契約書及び通関書類・ (VND20,000,000以上の取引に関する)銀行送金の証明書

※注意点

上記3要件を満たしていたとしても、インボイスへの記載に不備や誤りがあれば、仕入VATとして控除することはできず、また仕入控除を否認されたインボイス取引については、CIT計算上、損金算入も認められない。

そのため、インボイスの記載に不備や誤りがいないか確認することが重要。

3.2 付加価値税 (VAT)

VATの還付

仕入VATが売上VATを上回る場合、控除しきれなかった仕入VATについては以下の2つの方法がある。

①翌月以降に繰り越して、翌月以降の売上VATから控除する方法(この場合繰越期限はない)

②還付申請する(還付申請すると税務調査が入り、還付までに時間がかかる、全額還付され
るとは限らない)

VATの還付申請ができるケースは以下のとおり

項目	内容
輸出企業	輸出品の販売もしくは輸出サービスを提供する企業で、当該輸出販売・サービスから発生する仕入控除VATの残額がVND 3億ドン以上ある場合 ・輸出販売・サービスと、国内販売・サービスのVATを適切に別々に管理されている必要があり(できていない場合、輸出売上と国内売上の売上比率で按分) ・輸出売上高の10%を限度
新規企業	新規企業の場合、開業期間における費用(工場或いは店舗の建設工事にかかる費用) に対するVATについては、以下の場合、還付可能となる 1) 設立から1年以上経過し、かつ 2) 控除しきれない仕入VAT金額がVND 3億ドン以上の場合、かつ 3) ライセンスにおいて登録されている資本金が全額拠出されている場合
会社清算	会社の分離・分割・解散・破産・会社形態の変更・会社の譲渡及び売却を行う場合 控除できない仕入VATが残っている場合は、還付申請することができる

3.3 個人所得税 (PIT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける個人所得税(PIT)の主な特徴は以下のとおり。

項目	内容
概要	ベトナムで所得を得る居住者と認定される外国人及びベトナム人は全世界所得を課税対象とし、所得額に応じて税額控除後、累進課税制度が適用される
課税所得	以下の2種類がある ・ 定期所得(賃金、給与、諸手当) ・ 不定期所得(利子、配当、不動産譲渡所得など)
標準税率	(1)定期所得 全世界所得に対して5%~35%の累進課税 (日本は5%-45%の累進課税) なお、非居住者は20% (2)不定期所得 内容に応じて定まっている率で課税(0.1%-10%) 利子や配当は5%、証券譲渡所得は取引額の0.1%、不動産譲渡所得は取引額の2%等
居住者の定義	以下のいずれかに該当する場合、居住者と定義される。(該当しない場合は非居住者となる) ・ ベトナム到着日から起算して連続する12か月以内において、合計183日以上ベトナム国に滞在する外国人 ・ ベトナム国内に定常的な居所を有するもの →恒久的住居(PE)の保有 →課税年度で183日以上、ホテルを含む住宅賃貸契約を有する滞在者

3.3 個人所得税 (PIT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける個人所得税(PIT)の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
非課税所得	<ul style="list-style-type: none">・ 保険金、年金等の受給・ 法令に定める夜勤及び残業代のうち、通常勤務給超過分、危険手当・ 出張旅費・ 現物支給による食事手当・ 預金利息 など
控除	<ul style="list-style-type: none">○ 所得控除<ul style="list-style-type: none">・ 寄付金控除・ 社会保険料控除○ 人的控除 → 以下の控除があるため、多くのベトナム人は個人所得税がかからない<ul style="list-style-type: none">・ 基礎控除 1100万VND/月・ 扶養控除 440万VND/月
申告・納付	<ul style="list-style-type: none">・ 定期所得の場合<ul style="list-style-type: none">→ ベトナム国内所得は、月次において、翌月20日までに申告・納税→ ベトナム国外所得は、各四半期において、四半期の翌月末までに申告・納税→ 確定申告書は、課税年度の翌年の3月末(赴任初年度は赴任日から365日経過後90日以内)までに税務局へ提出・ 不定期所得の場合<ul style="list-style-type: none">→ 所得が発生した都度、申告・納付が必要

3.3 個人所得税 (PIT)

居住者の定期所得に対する税率

個人所得税額の計算表は以下のとおりとなっている。

Rank	年次平均所得(VND1,000)		税率 (%)
	超	以下	
1	0	60,000	5%
2	60,000	120,000	10%
3	120,000	216,000	15%
4	216,000	384,000	20%
5	384,000	624,000	25%
6	624,000	960,000	30%
7	960,000		35%

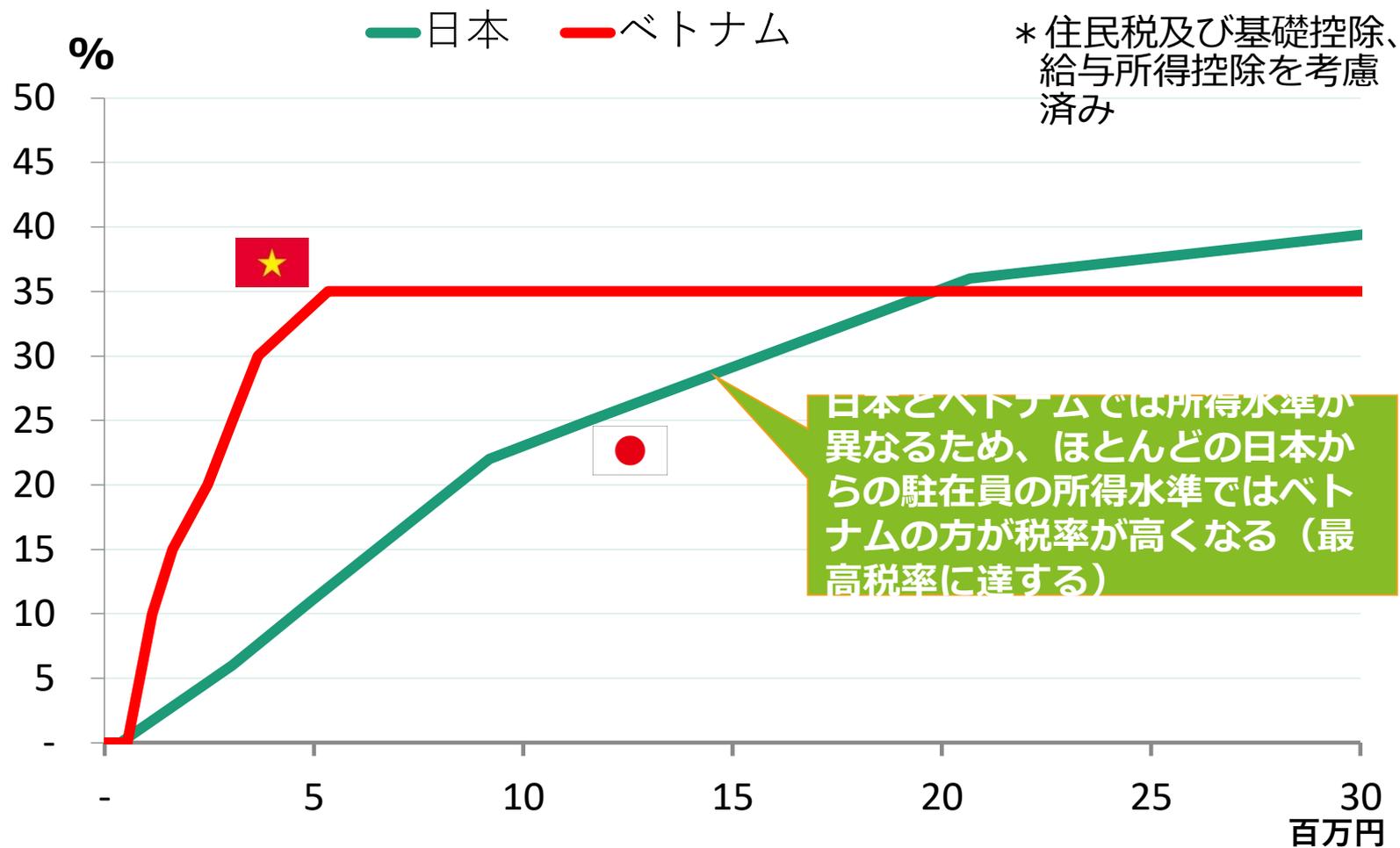
円換算すると

Rank	年次平均所得(JPY)		税率 (%)
	超	以下	
1	0	60,000	5%
2	333,333	666,666	10%
3	666,666	1,200,000	15%
4	1,200,000	2,133,333	20%
5	2,133,333	3,466,666	25%
6	3,466.666	5,333,333	30%
7	5,333,333		35%

※JPY1円=VND180にて換算

3.3 個人所得税 (PIT)

居住者の、ベトナムと日本の個人所得税の比較



3.3 個人所得税（PIT）

非居住者の、定期所得に対する税率

ベトナムにおける個人所得税の納税額は居住者・非居住者で以下のとおりとなっている。

納税義務者	納税額
居住者	全世界所得に対して5%~35%の累進課税
非居住者	<u>ベトナム源泉所得</u> に対して20%



非居住者のベトナムにおける源泉所得は以下のとおり計算することとなる。

$$\left(\frac{\text{ベトナムでの滞在日数}}{365} \times \text{年間における全世界所得} \right) + \text{その他ベトナム源泉所得}$$



上記のとおり、計算式の中に全世界所得が入っていることから、ベトナム側で給与が支払われていなかったとしても、全世界における給与を基準に課税がなされる点について注意が必要となる

3.4 外国契約者税 (FCT)

法令上の基本ルール

ベトナムにおける外国契約者税(FCT)の主な特徴としては以下のとおり。

項目	内容
概要	外国人又は外国法人が、ベトナムに恒久的施設(PE)を有しているか否かに関わらず、ベトナムの個人又は内国法人との間で契約を交わし、ベトナム国内でサービスの提供を行った結果として得られる所得に対して課税される税金のこと。法人税(CIT)と付加価値税(VAT)を複合した税金 <u>ベトナム独自の税制であり、日本において同様の税制度はない</u>
特徴	法人税(CIT)と付加価値税(VAT)を複合した税金
申告方法	原則法、ハイブリッド法、みなし法の3種類がある 詳細は別スライドにて説明。 <u>みなし法が一般的である</u>
標準税率	申告方法によって異なっており、以下のとおり <ul style="list-style-type: none">・原則法・・・法人所得税法、及び付加価値税法において規定されている税率が適用される。・ハイブリッド法・・・法人税(CIT)は、みなし法と同様にみなし法人税率が適用。付加価値税(VAT)については、原則法と同様・みなし法・・・サービスの種類に応じて、みなしの法人税率、及びみなしの付加価値税率が規定されている みなしの法人税率、付加価値税率は別スライド参照

3.4 外国契約者税 (FCT)

法令上の基本ルール

FCTの申告・納税方法は以下のとおり。各企業でいずれの方法を採用するか決定できる
(みなし法が一般的)

	原則法		ハイブリッド法		みなし法	
特徴	ベトナム企業と同様にVATとCITを計算して申告・納税する方法		ベトナム企業と同様に、VATを計算して申告・納税するが、法人税は取引額に対して、みなし税率を乗じて計算し、金額受領の都度10日以内に申告納税する方法		VATとCITについて、取引額に対して、みなし税率を乗じて計算し、金額受領の都度10日以内に申告・納付する方法	
適用税率	VAT	0%、5%、または10%	VAT	原則法と同じ	VAT	取引価格に対するみなし税率を適用(次スライド参照)
	CIT	20%	CIT	みなし法と同じ	CIT	
申告・納税	VAT	翌月30日迄	VAT	原則法と同じ	VAT	支払いの発生ごとに発生後10日以内、契約終了45日以内
	CIT	各四半期末30日以内 年度末後90日以内 契約終了後45日以内	CIT	みなし法と同じ	CIT	
登録期日	契約締結後20営業日(どの方法を採用するか登録する必要がある)					
登録義務者	外国契約者		外国契約者		ベトナム現地法人	
申告・納税義務者	外国契約者		外国契約者		ベトナム現地法人	
申告方法	自己申告		自己申告		源泉徴収	

3.4 外国契約者税（FCT）

法令上の基本ルール

外国契約者税（FCT）のみなしVAT、及びのみなしCITの税率は以下の表のとおり。

事業の種類	VAT(%)	CIT(%)
ベトナム国内での物品供給、もしくはベトナム国内において提供されるサービスに関連する物品供給	-	1%
サービス、機械設備のリース、保険サービス	5%	5%
資材等の供給を伴わない建設/据付	5%	2%
資材等の供給を伴う建設/据付	3%	2%
レストラン、カジノ、ホテルの管理サービス	5%	10%
運輸・製造サービス	3%	2%
デリバティブ取引	-	2%
利息収入	-	5%
ロイヤリティ収入(※)	-	10%
その他	2%	2%

※外国企業の商標利用（トレードマーク）のために対価を支払う場合はVAT 5%とCIT10%が課される事に注意

3.4 外国契約者税 (FCT)

法令上の基本ルール

外国契約者税が課税される典型的な例としては以下のものが挙げられる。

➤ 役務提供あるいは物品の供給に付随するサービスの提供

→機械・設備の購入契約に据付や試運転サービス、性能検査サービスが含まれている場合。

なお、上記のような役務提供を伴わない保証サービスのみがついた機械設備の提供については、2014年以降、外国契約者税の課税対象外となることが明確化されている

➤ 純粋な物品購入契約であっても、商品の引き渡しをベトナム国内で行う場合

→例えば、引き渡しの条件がDDU/DDP等になっており販売先の敷地に到着するまで、当該物品の所有権が外国企業に属している場合

➤ 輸出・輸入の同時取引(On-the-spot export/import取引)

→例えば、外国企業が物品をベトナム企業(A)から購入し、当該物品を別のベトナム企業(B)に販売する際、物流上は、物品がベトナム国内企業(A)から別のベトナム国内企業(B)に直接輸送されるが、商流上は、いったん外国企業を経由することにより国内企業(A)から当該外国企業への輸出と当該外国企業からベトナム企業(B)への輸入が同時に行われるケース

➤ 外国法人がベトナムの保税倉庫で物品を保管し、そのあと保税倉庫搬出時によりベトナム国内で販売するケース

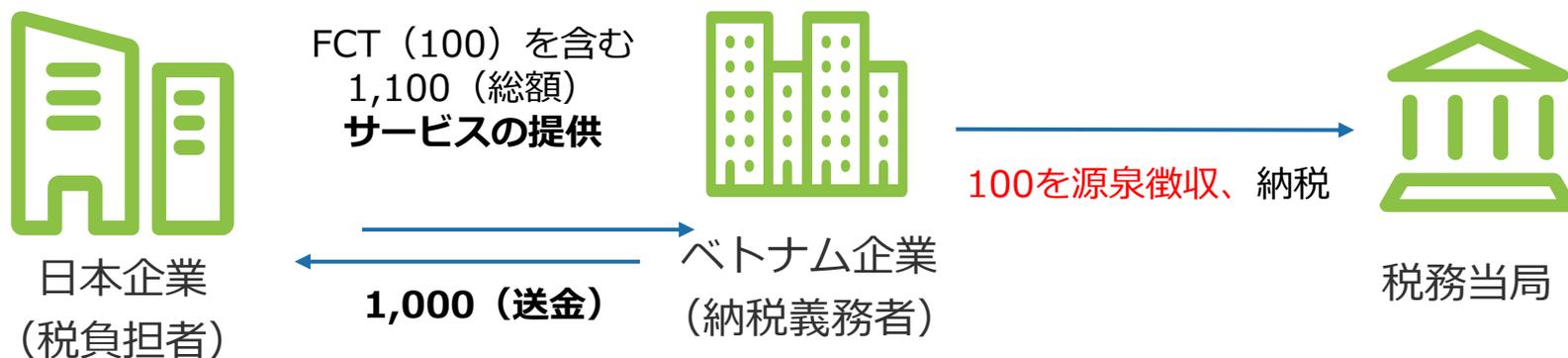
3.4 外国契約者税 (FCT)

具体的なイメージ

(前提)

ベトナム企業が日本企業にロイヤリティー(VAT0%, CIT10%)1,100 (総額)を支払う場合

- ベトナム企業がFCT10% (100 = 1,000 × 10%) を源泉徴収し、残額1,000を日本企業に送金
- ベトナム企業が日本企業に代わって、源泉徴収したFCT (100) を税務当局に納付



3.4 外国契約者税 (FCT)

FCTにおける留意点

税務調査で申告漏れが発覚するケースが多い

→CITやPITのように月次申告、四半期申告、確定申告といったような定期的な申告、
というわけではなく、発生する都度申告・納付が必要となるため
税務調査で指摘されて、申告・納税漏れが発覚するケースが多い

契約締結時において、以下の点に留意する必要がある

- 契約書に税の負担者を明記する
- 契約金額がネットなのかグロスなのかを明記する
- 契約書において複数のサービスが含まれるような場合、各サービスの内訳を記載する

→サービスの内容により税率が異なる。内訳がない場合は、全額に対して最大税率を適用されるリスクあり

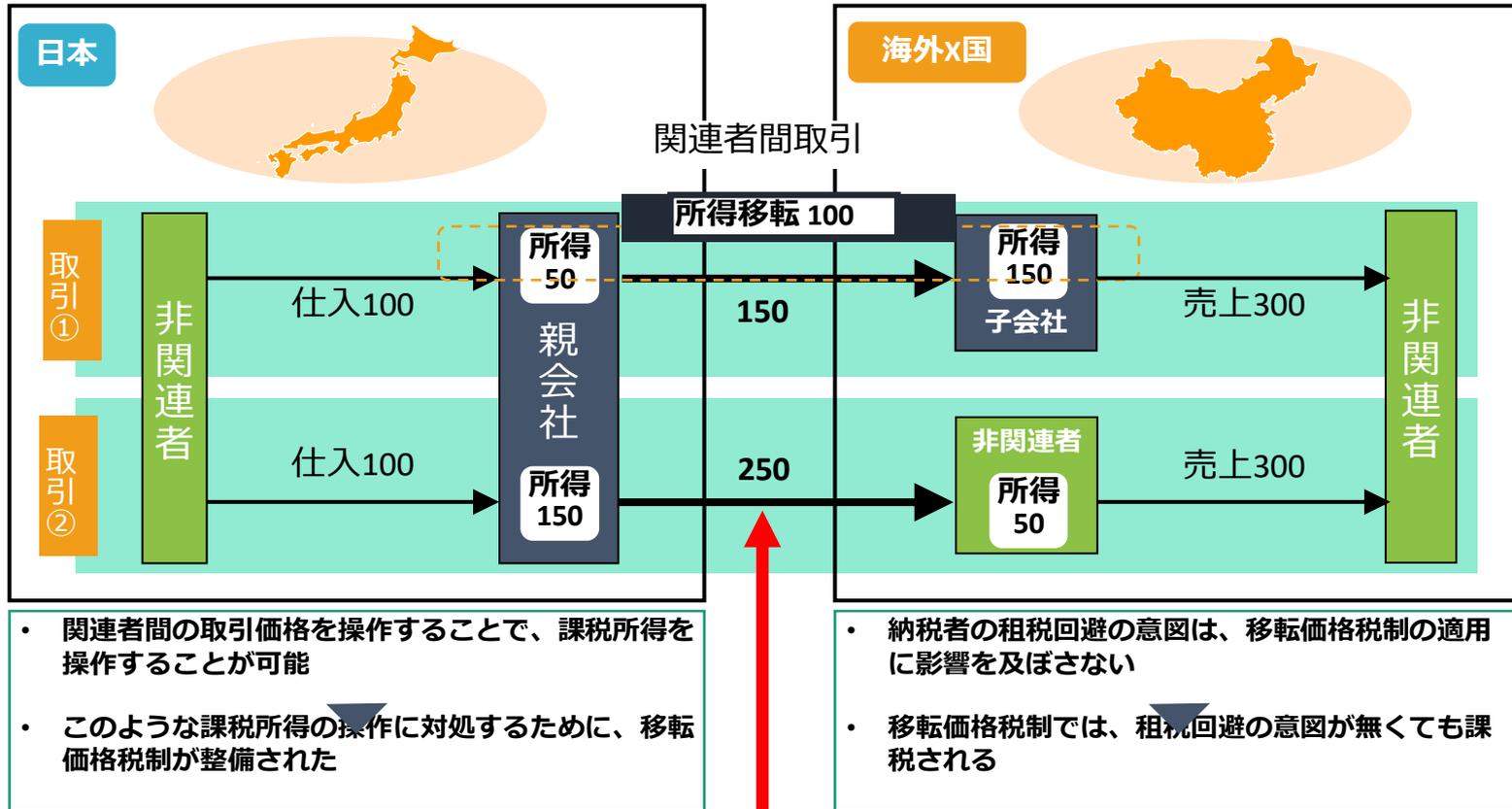


3.5 移転価格税制 (TP)

制度の目的

- 移転価格税制とは所得の国外移転の防止を目的とした制度であり、言い換えると各国間の税金の取り合いに関する税制

商流: →



この金額を調整することで
各国での納税額を操作可能

3.5 移転価格税制（TP）

関連法規の推移

時期	法令	内容
2006年1月施行	Circular 117/2005/TT-BTC	移転価格税制の導入
2010年6月6日施行	Circular 66/2010/ TT-BTC	関連者の定義の拡大
2014年2月5日施行	Circular 201/2013/TT-BTC	APA（事前確認制度の導入）
2017年5月1日施行	Decree 20/2017/ND-CP, Circular 41/2017/TT-BTC	移転価格税制の全体的な改正
2020年6月24日施行	Decree 68/2020/ND-CP	支払利息の損金算入限度額の変更
2020年12月20日施行	Decree 132/2020/ND-CP	レンジの下限値引き上げ、支払利子の損金算入限度額の変更など

3.5 移転価格税制 (TP)

関連法規の推移

ベトナムにおける移転価格税制(TP)の主な特徴は以下のとおり。

項目	内容
概要	移転価格税制とは所得の国外移転の防止を目的とした制度であり、言い換えると各国間の税金の取り合いに関する税制
移転価格文書	<p>移転価格文書には大きく以下の2種類がある</p> <p>1) 関連者間取引の開示フォーム(TPF)</p> <p>➤ 以下の4種類のフォームがあり、每期、法人税申告書に添付・提出が必要となる</p> <ul style="list-style-type: none">・ Form 1 関係会社及び関係会社間取引の情報・ Form 2 ローカルファイル用の必要情報のチェックリスト・ Form 3 マスターファイル用の必要情報のチェックリスト・ Form 4 ベトナム企業が最終親会社にあたる場合のみ必要。日系企業は通常準備不要 <p>2) 移転価格文書(TPD)</p> <p>➤ 以下の3種類の文書があり、每期、作成し、当局より求められた場合提出する必要がある(上記TPFと違い、<u>毎期の提出は求められていない。ただし、作成・準備に時間がかかるため、まとめて作成するのではなく、每期作成しておくことが重要)</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ ローカルファイル・ マスターファイル・ CbCR(国別報告書) <p>詳細は次スライドで説明</p>

3.5 移転価格税制 (TP)

法令上の基本ルール

移転価格文書 (TPD)の種類

	ローカルファイル	マスターファイル	CbCR
文書の 内容	ベトナム現地法人の納税者情報、移転価格算定方法、比較対象会社の分析、関連者間取引の情報、リスク・機能分析等を記載	多国籍企業グループの全体像に関する情報。組織構造、グループ事業概要、グループの全体的な商流・収益源泉、無形資産の内容等について記載	多国籍企業グループの所在地別の企業情報(売上、利益、法人税額、資本金額、事業等)を記載。親会社が当該国の規定によりCbCRの作成義務がある場合、ベトナムでもコピーを準備しておく必要がある
提出期限	税務調査の際、当局から要請があつてから 15営業日以内に提出 税務調査以外で要請があつた場合は、30営業日以内に提出する必要がある →毎期作成し、会社に準備しておく必要あり(要求されない限り、提出は不要) →法人税申告書提出前(90日以内)に準備する		
文書化 免除規定	以下のいずれかに該当の場合する場合は作成が免除される。 ①年間売上高が500億VND未満(約2.5億円)、かつ、関連者間取引総額が300億VND未満(約1.5億円)の場合 ②ベトナム子会社が単純な機能を有し、無形資産の開発や使用による収益の計上や費用の発生がなく、年間売上高が2,000億VND未満(約10億円)であり、純売上高に対する営業利益率が以下の利益率を上回る場合 ・販売業：5%、製造業：10%、加工業：15% ③ベトナム法人がAPAにより親会社並びにベトナム法人の所在国の管轄税務局と合意し、APA規定に従い、APA年次報告書を締結している場合		

3.5 移転価格税制 (TP)

法令上の基本ルール

移転価格文書 (TPD)の種類

	ローカルファイル	マスターファイル	CbCR
留意点	最終親会社の連結売上高が1,000億円未満であったとしても、 ローカルファイルは前スライドの免除規定に該当しない限り、作成が必要 ベトナム語で作成・保管しておく必要がある	最終親会社の連結売上高が1,000億円未満の場合、 日本側ではマスターファイルの作成は免除される ただし、ベトナム側の免除規定を満たさない場合は、最終親会社側で作成した上で、ベトナム子会社側で保管しておく必要がある 通常マスターファイルは、日本本社側で日本語(及び英語)で作成されているため、 ベトナム語に翻訳した上で、保管しておく必要がある	最終親会社の連結売上高が1,000億円未満の場合、日本側でCbCRの作成は免除される 最終親会社にCbCRの作成義務がない場合、ベトナム側においても作成は免除される
作成者	ベトナム現地法人	最終親会社	最終親会社
作成期限	・ 每期作成し、会社に準備しておく必要あり(要求されない限り、提出は不要) ・ 以下の3文書を 法人税申告書提出前(90日以内) に準備する		

3.5 移転価格税制 (TP)

法令上の基本ルール

- 政令20において、ベトナム現地法人が外国企業へ支払う**ロイヤリティ**については、通常のベンチマーク分析とは別に、**個別のベンチマーク分析**が求められている。
- ロイヤリティやコミッションフィーなどの関係会社との一般的な契約とベンチマーキングの要否は以下の通り。

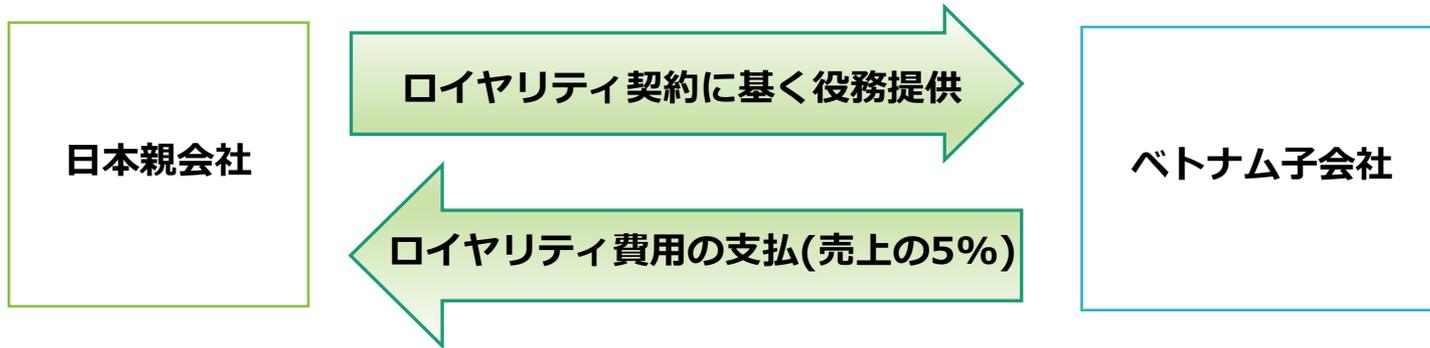
	ロイヤリティ (ノウハウ,ライセンス)	トレードマーク (商標使用料)	その他各種役務提供契約 (テクニカルサポートフィー、 マネジメントフィー等)
ベンチマーク分析の 要否	要	要	否(任意)

Point!

- ロイヤリティやコミッションフィー等の外国企業への支払いについては、通常の移転価格文書はもちろん、上表のような項目ごとにブレイクダウンし、**個別のベンチマーク分析**並びに取引そのものの実在性、ベトナム法人への経済的ベネフィット及び料率の妥当性を立証するための**エビデンスの提示**が要求される。
- 実際の経済的ベネフィットなどは、**確たる定量化やエビデンスの具備が難しい**ものもあるが、それをもって何の根拠も示すことが出来ないと判断された場合、該当するロイヤリティは全額損金算入不可となるケースもあることから、**Best Effortベース**で可能な限りの準備をしておくことが望ましい。

3.5 移転価格税制 (TP)

ロイヤリティ費用に関する税務調査上の留意点



Point!

- **形式要件**の具備
- **実態主義重視**に基づいたエビデンス提示の厳格化
- 上記 **1～4全て**の要件を満たす必要がある (※)
- 上記の視点に基づき、ロイヤリティ費用が損金算入の要件を満たしていないと判断された場合、税務調査対象年度すべてのロイヤリティ費用が否認される恐れがある

実例：X1年～X3年が税務調査対象 平均売上高10億円 ロイヤリティ料率5% ロイヤリティが損金算入の要件を満たしていないと判断された場合：10億円×5%×3カ年分 = **1.5億円分のロイヤリティ費用が損金不算入**となる。これに追徴課税、延滞税を加味すれば、追徴課税3千万円+加算税 6百万円+延滞税1.9千万円 = **約5.6千万円**に上る

※ 3は移転価格税制対応に基づき、日本本社で検証済みであることが多いが、法人税対策ではそれだけでは不十分

3.5 移転価格税制 (TP)

技術移転契約の登録の義務化

- 2018年7月1日より、新技術移転法 第 07/2017/QH14号及び、政令76/2018/ND-CPが適用となり（従前は技術移転法 第80/2006/QH11号が適用）、投資プロジェクト等、外国からベトナム、ベトナムから外国への技術移転に関する契約については、科学技術省当局への**登録が強制**される。（従前は任意）
- 新技術移転法の下では、以下の技術は移転の対象となる。
 - 専門技術的ノウハウおよび科学技術的ノウハウ
 - 科学技術計画および過程；技術的解決策、パラメーター、図面、図表；公式、コンピュータソフトウェア、およびデータ情報
 - 合理的製造および技術改変のための解決策
 - 上記の対象を伴う機械および装置
- ロイヤリティ、サービス契約と科学技術省への登録要否の関係は以下の通り。

	ロイヤリティ (ノウハウ,ライセンス)	トレードマーク (商標使用料)	その他各種役務提供契約
科学技術省登録 (技術移転法)	要	否 ※1	否 ※2

※1 親会社による所有権の証明が必要。加えて、知的財産法に基づいた登録が必要になる可能性あり。

※2 各種役務提供が存在する事実と、金額の妥当性を示すエビデンスが必要であり、算定方法について注意が必要。

Point!

- 仮に登録義務を欠いた場合、税務調査時に当該技術移転法に関連するロイヤリティ費用の**損金算入が否認される**
*現時点で、未登録をもって直ちに損金性を否定する明確なガイダンス等があるわけではないが、税務調査時の実務慣行として損金算入を否認する旨の主張がなされるケースが非常に多い。
- 従前は税務当局により、契約書に沿った技術移転が実際に行われているか、すなわち取引の存在の有無に焦点が当てられていたが行われていたが、今後は、**管轄科学技術局 (DOST) の専門家**により、技術内容 (**事業における要否、金額の妥当性**) の検証、つまり、従前と比較して**より踏み込んだ検証**が行われることになる。

3.5 移転価格税制 (TP)

移転価格にかかる税務調査に際して注意すべき点

移転価格調査においては、以下の点に注意する必要がある

- 赤字（僅かな黒字）を計上していながら、設備等拡張投資を行っていると調査対象になり易い。→グループでは黒字計上していると思われる。
- 個々の企業グループ内取引の金額だけでなく、ロイヤリティー及びマネジメントフィー等の他の取引を含めたうえでの営業利益率に注意する。
- ロイヤリティー率を変更する場合は、合理的な理由が必要。
- 長期間、税務調査に入られていない会社は要注意。
- 営業利益率が独立企業間価格のレンジより下にある場合は注意。

→近年は、**当レンジ内の中央値を実質的な最低基準とみなす動きもあり**、たとえレンジ内に収まっていたとしても中央値以下であれば更生対象となるおそれがある



3.5 移転価格税制（TP）

COVID-19関連費用に関する移転価格税制上の検討事項

- 現在、Covid-19状況下に相当する決算年度の調査は、まだ始まったばかりであり実例は乏しいが、ベトナム税務局はCovid-19関連費用の移転価格税制上における利益率調整には消極的な印象。（ただしCovid-19関連費用自体は所定要件を満たせば、法人税法上の損金算入は可能とされている）。
- OECDガイダンスの解釈により、Covid-19関連費用の移転価格税制上の調整は可能と考えられる。

Covid-19関連費用を控除する等の利益調整を行う場合は、説明資料、証拠資料等、考え得る根拠を準備し、税務調査の際に合理的な説明ができるよう準備していく事が重要と思われる

Point!(対策一例)

- Covid-19により低利益率に陥った日系企業は公的な商業統計等を参照し自社の**売上高減少または経費増加をサポートする**準備が望まれる
- Covid-19により一定期間において稼働が急落・停止した期間が数か月に及ぶ場合は、当該期間を分析対象期間から除外するなどの**特殊要因分析**の準備をすることも検討が望まれる（専門家と相談することをお勧めします）

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

関税とは

貨物輸入時に課税される間接税
輸入申告時に輸入者が支払うもの

特徴

輸入ごとの取引価格に対して課税
企業損益に左右されない
売上原価を構成
新興国では特に高関税

計算方法

関税支払額

=

輸入貨物の価額
(関税評価額)

×

関税率
(HSコードによって決定)

ベトナムの主な輸出入先 (2021年)

(単位: USD)

輸入先		前年比	
1位	中国	1,098億	+30.5%
2位	韓国	561億	+19.7%
3位	日本	226億	+11.3%
4位	台湾	207億	+24.4%
5位	米国	152億	+11.4%

合計では前
年比で
+26.5%

輸出先		前年比	
1位	米国	962億	+24.9%
2位	中国	560億	+14.5%
3位	韓国	219億	+14.9%
4位	日本	201億	+4.4%
5位	香港	119億	+14.9%

合計では前
年比で
+19.0%

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

HSコードについて

HSコードとは、世界共通で使用されている輸出入品目の分類番号を指し、品目種類ごとに決定されている。

HS条約（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約：International Convention on the **H**armonized Commodity Description and Coding **S**ystem）からHSコードと言われる。

→世界各国の関税徴収のための関税率表作成のための輸出入統計品目表を統一するために作成された。

→HS条約の締約国は、自国の関税率表および輸出入統計品目表を作成し運用することが義務づけられている。



同一商品に対しては、世界共通で唯一のHSコードのみが対応すべき



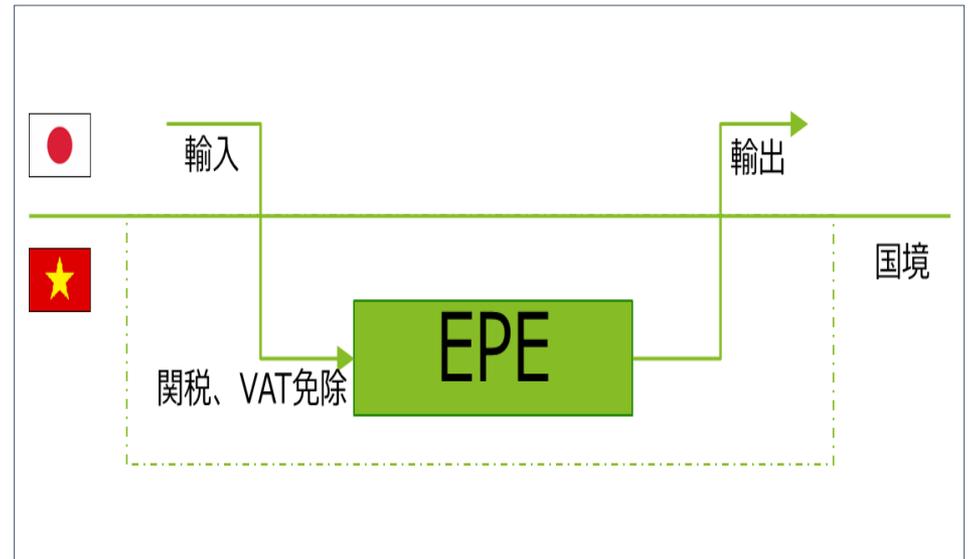
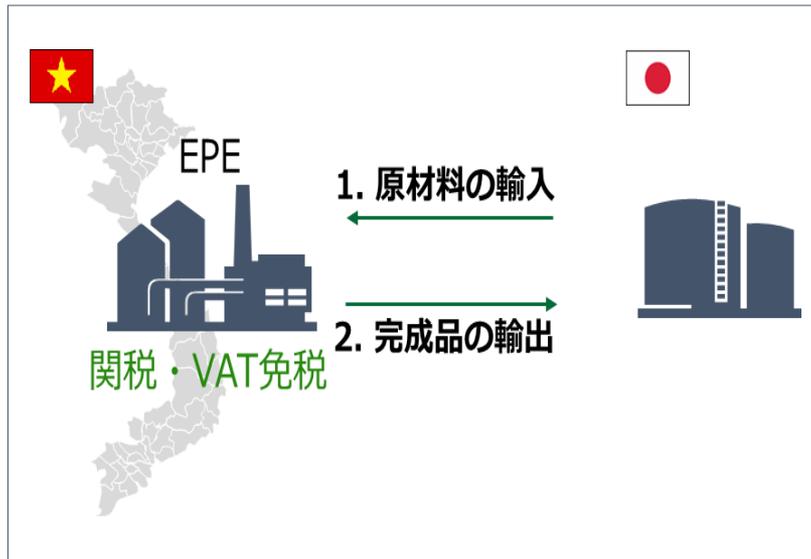
ところが実際は、輸出国と輸入国で適用されるHSコードが異なる、輸入者と税関が主張するHSコードが異なる、税関の担当者ごとにHSコードが異なるというケースが見受けられる。低い関税率のHSコードを適用している場合は、要注意！

ベトナムの税関のサイトにて関税率の検索可能
<http://www.customs.gov.vn>

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPE企業とは

- EPE (Export Processing Enterprise) とは、「輸出加工区内で設立され、操業している企業」または「工業団地内または経済区内で操業し、製品すべてを輸出する企業」をいう。
- → 「輸出用の製品の製造に特化した企業」として、優遇 (関税・VATの免除) が認められている。



留意点

- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される。
- Non-EPEであっても、輸出生産の為の材料の輸入については関税及びVATが免除される。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEとNon-EPEの違い(VATと関税)

EPEとNon-EPEとで、輸入材料（輸出生産用）と輸入設備（固定資産として利用）に対する、VATと関税の取扱いは、以下のとおり。

	EPE		Non-EPE	
	VAT	関税	VAT	関税
輸入材料 (輸出生産用)	対象外	対象外	対象外	対象外
輸入設備 (固定資産利 用)	対象外	対象外	対象 10%	対象外 ただし、工業団地のプロジェクトに関するもので、リストを提出し登録が必要

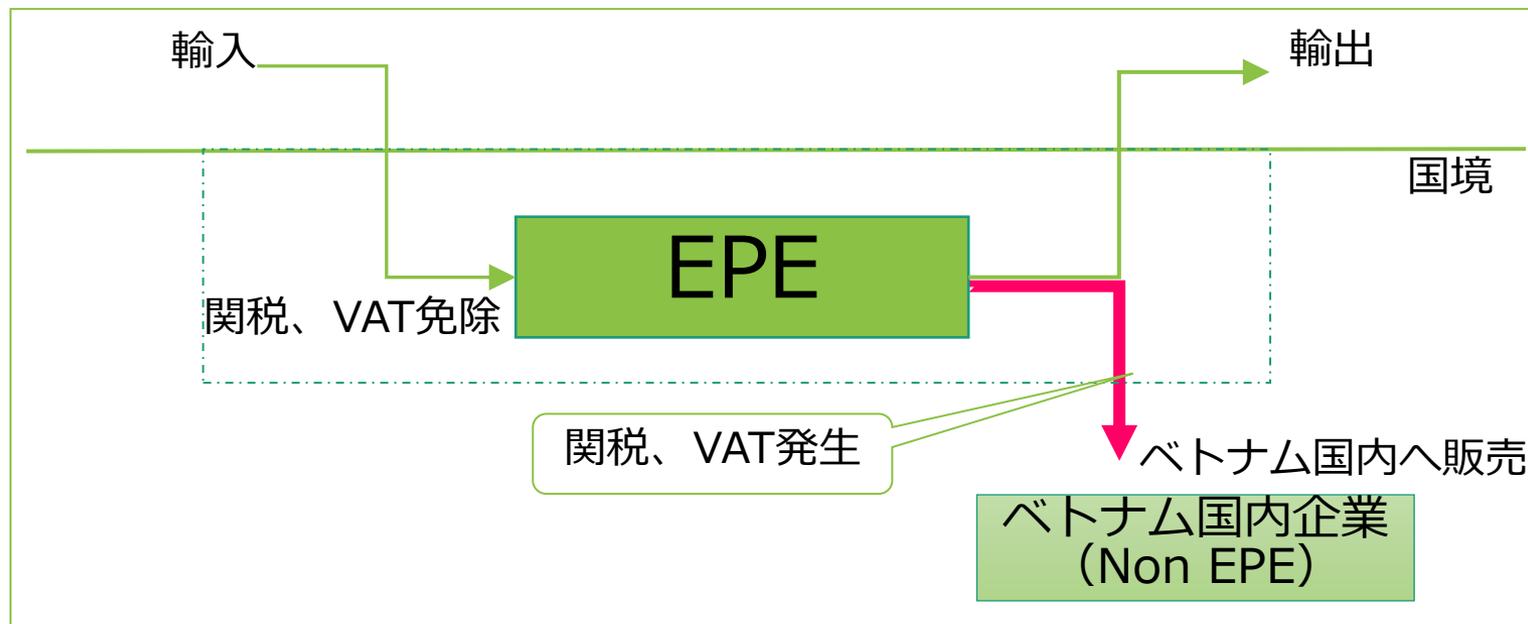
留意点

- EPEがベトナム国内に販売した場合は、その時点で関税及びVATが課税される
- EPE及びNon-EPEがトレーディング（生産せずに販売）を行った場合は、関税及びVATが課税される。
→EPEの関税及びVATの免除、Non-EPEの輸入材料に関する関税及びVATの免除は、製造輸出の場合に限られる。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEの国内販売に対する上限規制

EPEがベトナム国内に販売する際に上限規制はあるのか？



以前から、EPEのベトナム国内への販売は認められる（関税及びVATは発生する）ものの、一定の制限があるものと考えられてきた。

現状、ベトナム国内への販売がかなりの割合を占めている会社もあるが、特に問題となっているケースはない。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

EPEの国内販売に対する上限規制

2018年10月29日発行のオフィシャルレター (OL13245/BTC-TCDN)によると、Non EPEのサムスン電子グループの会社がEPEに変更しようとした際に、売上のうちの輸出比率が75%であり、EPEの条件を満たさないとして、EPEへの変更を却下されている。



- ▶ すなわち、Non EPEからEPEへのステータス変更の際、ベトナム国内への販売割合が25%の場合EPEの条件を満たさないと読み取れる。



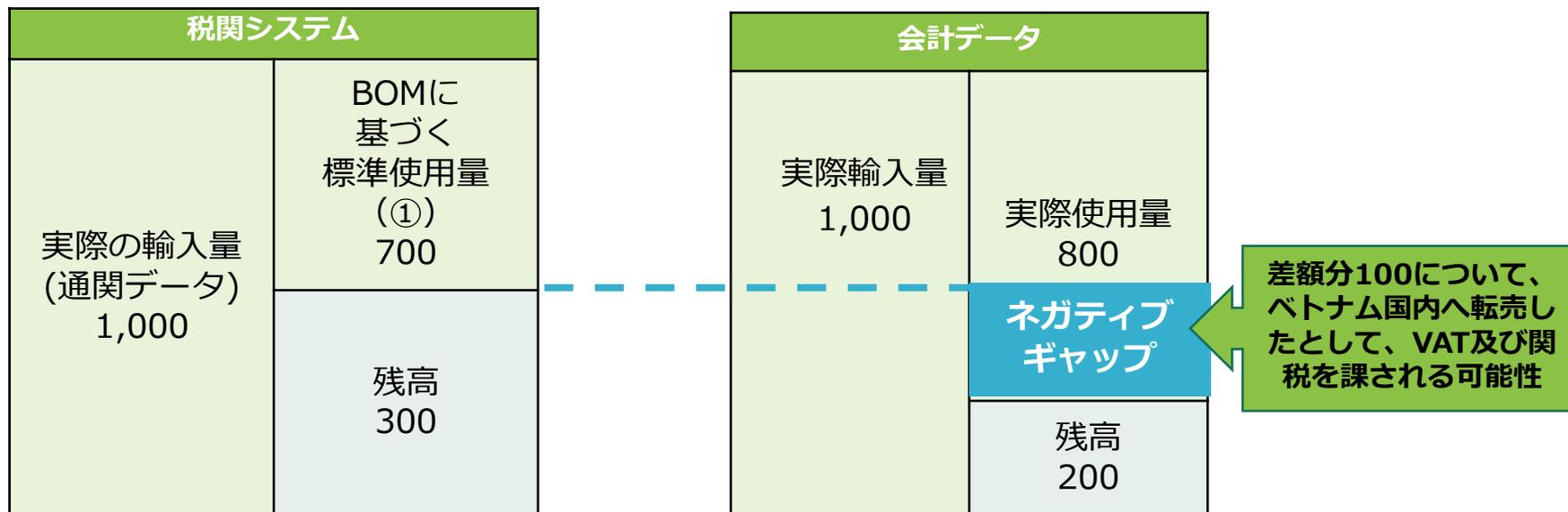
- ▶ 今後、既存のEPE（特に25%以上のベトナム国内への販売を行っている会社）にも影響を及ぼす可能性があるので、要注意。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

BOM (Bill of Materials) に関する問題点

BOM (Bill of Materials) とは、製品を製造するために使用する原材料の標準消費量である。

在庫差異は、税関当局が把握する標準消費量を元に計算された在庫残高と、会社の会計データ上の在庫残高の差額である。



① 標準使用量 = 製品輸出量 × BOM (原材料)

例 700 = 1,400 × 0.5

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関監査への対応策

- 在庫差異、すなわちBOM(標準消費量)、ロス率と帳簿在庫との不整合が発生しないよう配慮する。
 - 定期的にBOM、ロス率を見直す仕組みを社内で確立する。
 - すなわち、生産部門で把握しているデータと帳簿在庫との整合性を確認し、差異が発生している場合は、BOM, ロス率を実績値に置き換えるという手順（仕組み）を社内手続きとして確立する。

時期別	対応策
過年度分（2014年以前分）	在庫差異の金額が大きい場合は、税関当局に提出した予定BOMを訂正する
過年度分（2015年以降2018年以前分）	社内で管理している実績BOMを確認し、誤りがあれば修正しておく
2018年以降分	既に提出した実績BOMを再確認し、誤りがあれば修正しておく

※ 税関監査では5年分遡る可能性がある事に注意

管理部門のみならず、資材部門やロジスティクス部門、製造部門との連携、及び管理意識の共有が重要となる。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

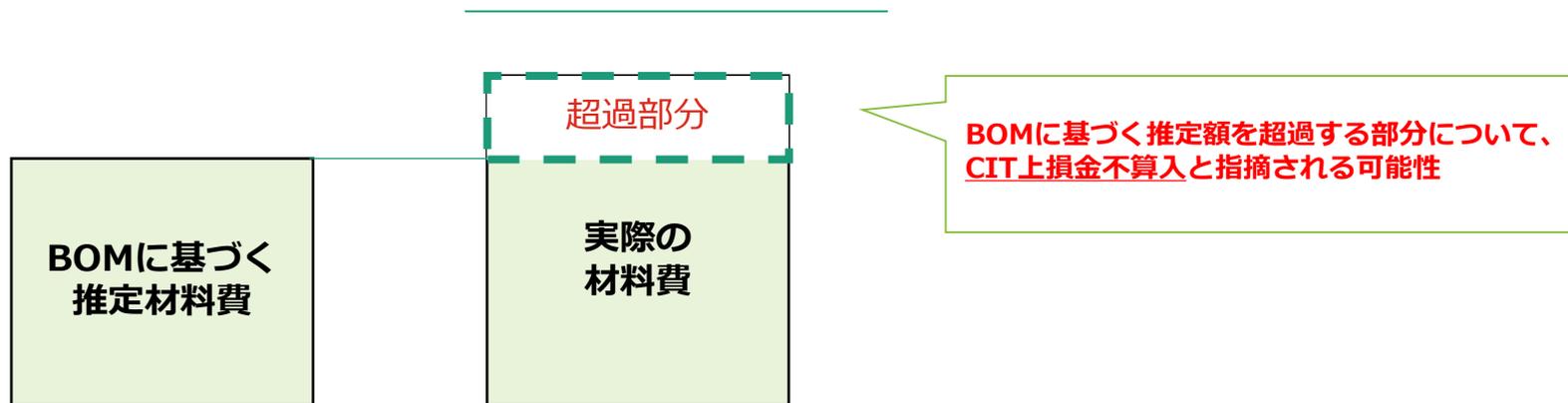
CITへの影響

オフィシャルレター3720/TCT-CS (GDT, 2018年10月1日付発行)

もし税務当局が、企業が実際の消費レベルと一致しない材料費を報告していることを発見した場合、税務当局は税関事後調査の結論を利用することができる。

また、税関当局に提出された材料毎の標準消費量 (BOM) は税金を考える基礎とされる。

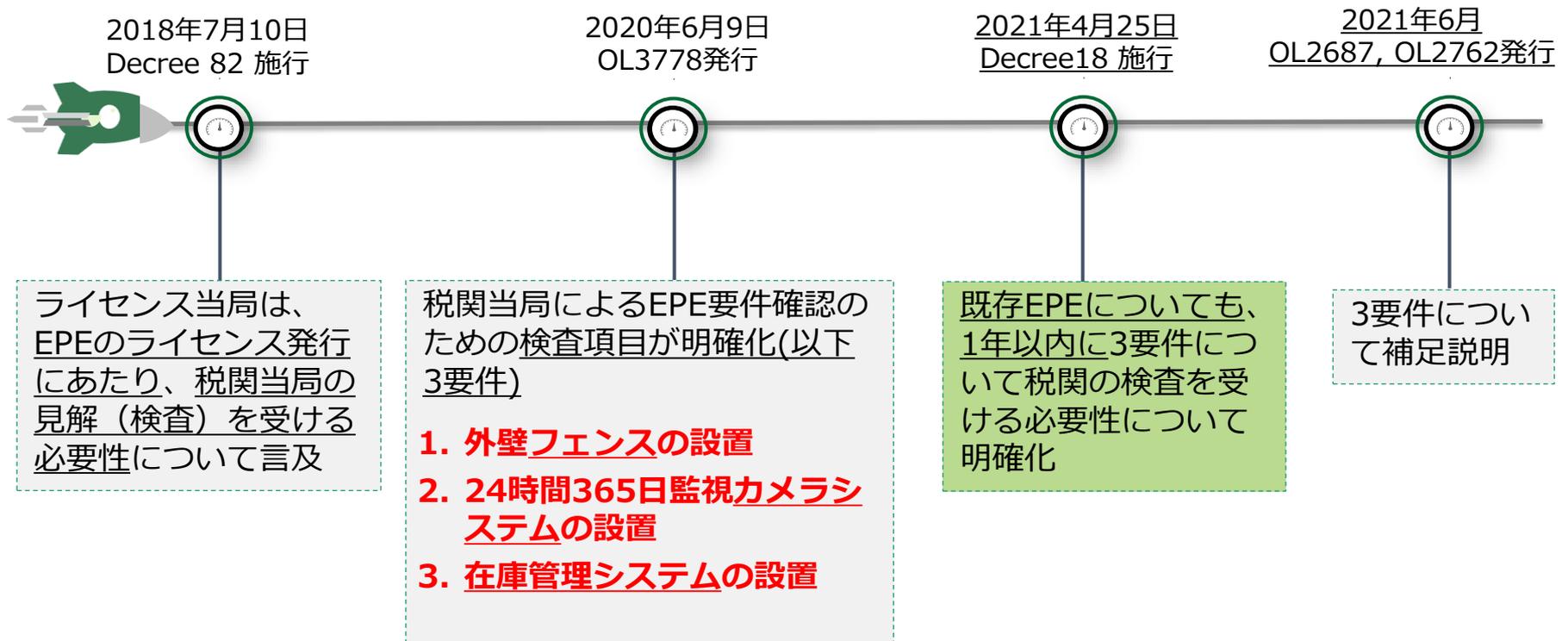
税関による事後調査でBOMの指摘を受けた場合、CITの税務調査においても、税関からの指摘を基に追徴が発生する可能性がある事に注意が必要。



3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件(概要)

2018年7月のDecree82により新規設立のEPEについてライセンス発行時に税関当局の見解が必要となった。その後、2021年4月のDecree18により、既存の全てのEPEについても、1年以内に3要件について税関の検査を受け、承認を受ける必要があることが明確となった。



3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件(3要件の図式化)

(監視カメラの設置場所のイメージ)

カメラが**必要**と思われる箇所

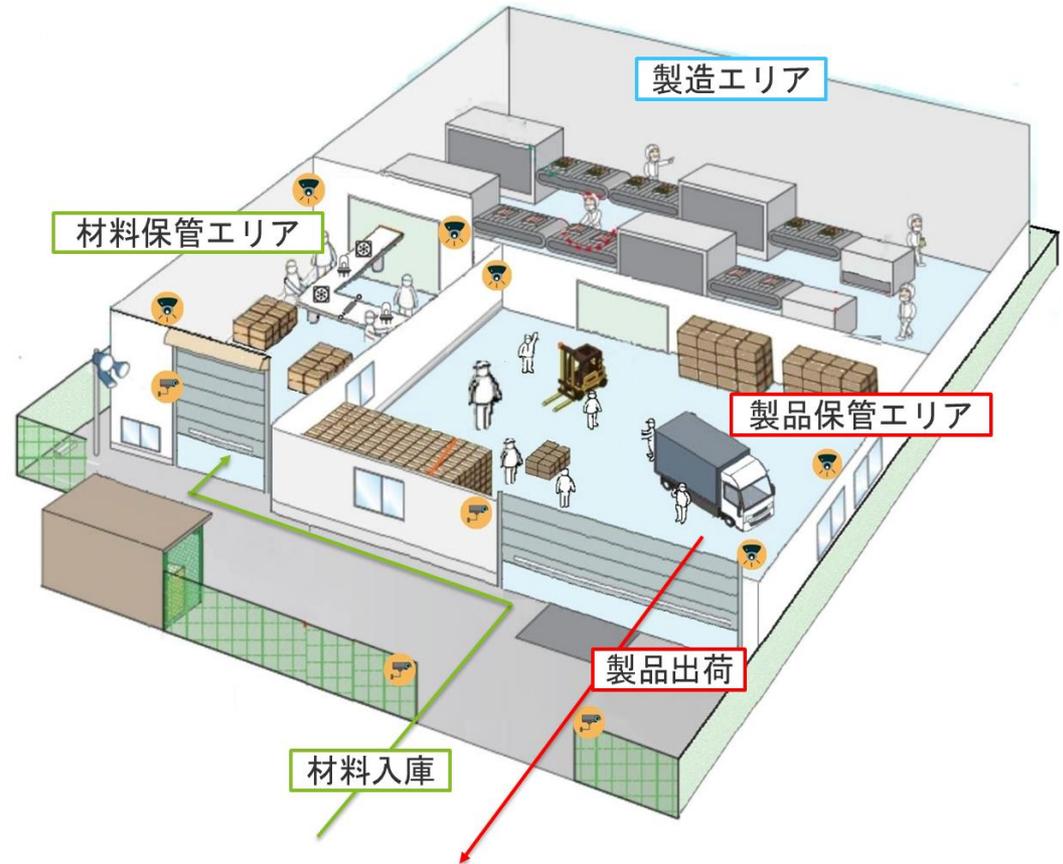
- ・ 材料、製品等在庫の保管エリア
- ・ 出入口 (材料搬入口、製品出荷)
- ・ 屋外ヤード等の非関税領域
- ・ 非課税商品を保管する倉庫

設置**不要**と思われる箇所

- ・ 製造エリア
- ・ 食堂・事務所



監視カメラ



2022年3月2日付で税関当局より決定書No.247/QD-TCHQが発行され、3要件のうち、監視カメラの設置場所監視対象、監視カメラシステムの技術要件、障害があった場合の取り扱い等について記載されている。

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件

既存のEPEが実施しなければならない事 (重要)

EPEが税関に提出することが求められているファイナリゼーションレポートの内容は以下のとおり。

サーキュラー	リキレーションデータ BOM (標準消費量)、ロス率等	在庫 (バランス) データ (原材料の受入・払出・残存の報告)
39/2018/TT- BTC (2018年6月 5日施行)	以下のどちらかを選択可能 ① <u>電子申告システムを通じて直接</u> 、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択 ② 紙ベースで実績BOMを期末後90日以内に提出→Form 16	以下のどちらかを選択可能 ① <u>電子申告システムを通じて直接</u> 、実績のデータを報告 → 多くの会社が選択 ② 紙ベースで期末日後90日以内に提出 →Form 15 (紙ベース)
	※将来的には、会社の生産管理システムを税関の電子通関システムに直接接続 (リアルタイム) する事が予定されている (試験運用中)	

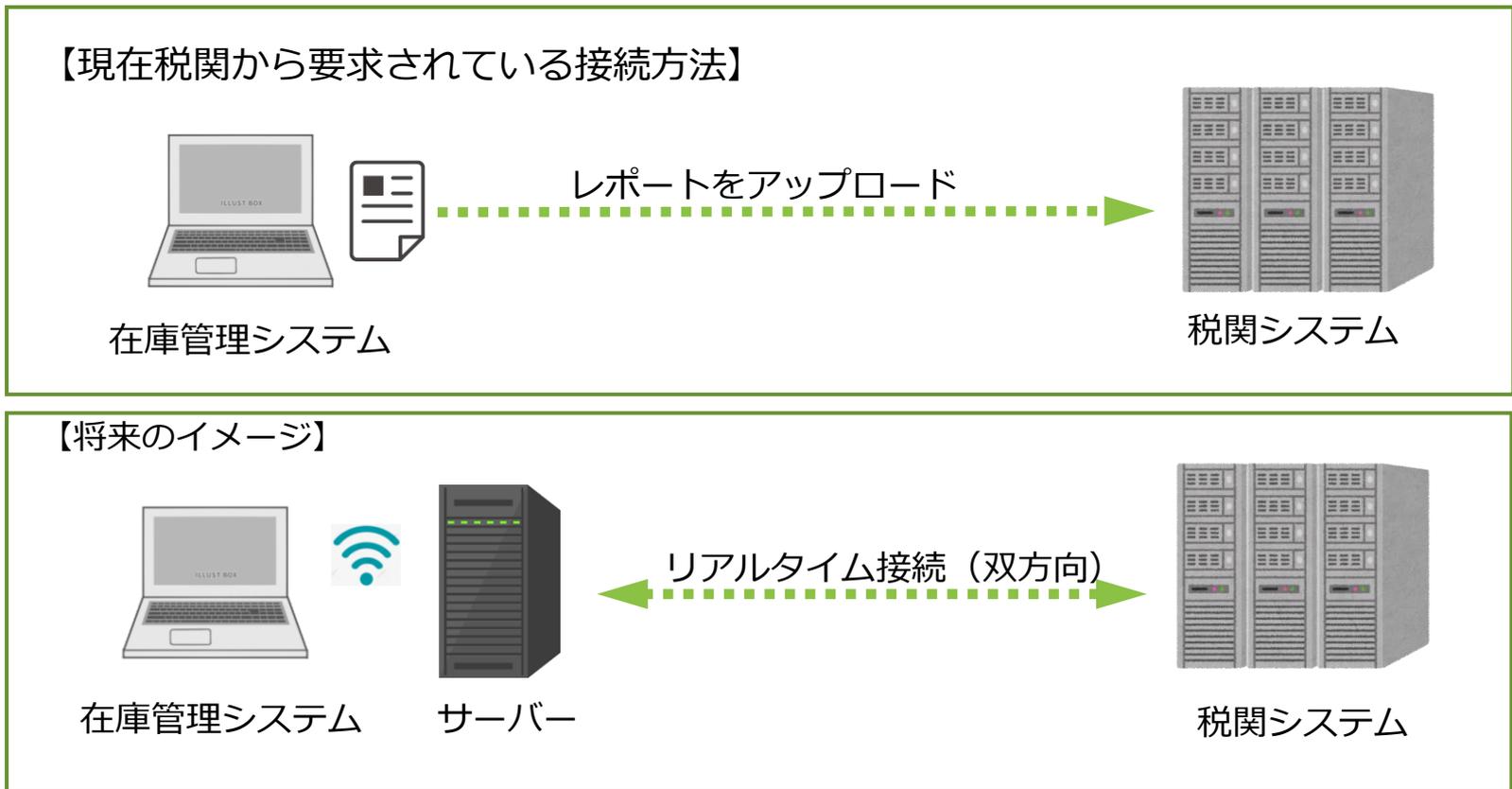
(良くある質問)

- ・ 在庫管理システムを使用せず、表計算ソフト (Excel) を利用する事は可能か？
- ・ 現時点で税関システムへの接続が必要か？

3.6 関税 (CD: Custom Duty)

税関当局がEPEに要求する3要件

在庫管理システム



3.7 特別消費税 (SCT)

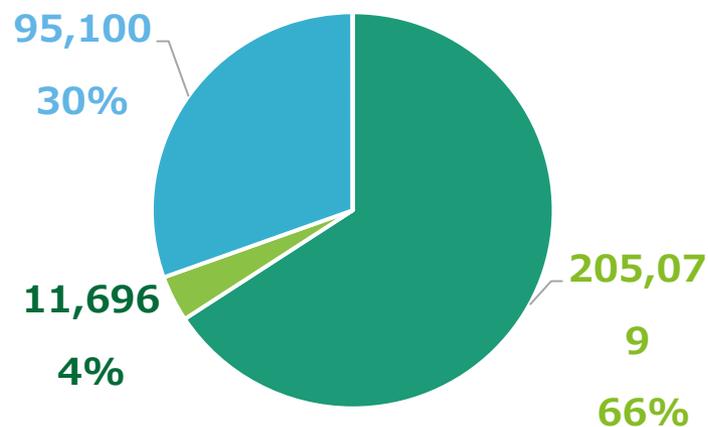
特定の物品またはサービスの提供について、一定の税率を課すもの。主な項目は以下の通り

品目	税率	品目	税率
たばこ	75%	自動車 (9席以下)	35%~150%
酒 (20度以上)	65%	自動車 (10席~15席)	15%
酒 (20度未満)	35%	自動車 (16席~23席)	10%
ビール	65%	電気自動車	5%~15%
マッサージ、カラオケ	30%	キャンピングカー	75%
賭け事	30%	オートバイ (125cc以上)	20%
カジノ、電子ゲーム	35%	航空機	30%
ゴルフ	20%	ヨット	30%
トランプ	40%	ガソリン	7%~10%
供物、奉納用品	70%	エアコン(90,000BTU以下)	10%
ディスコ	40%	宝くじ	15%

3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

2021年度のベトナム税収確保の状況

- 2021年度のベトナム全土の税収は**予算比105%達成**
- 2022年度の正式な予算は定かでは無いが、**2021年度比税収110%をターゲット**にしている模様

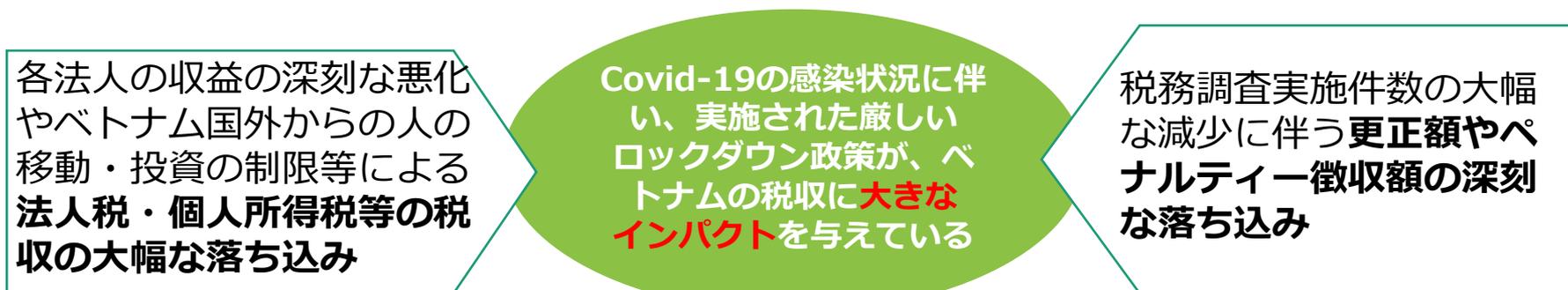


- Domestic revenue
- Oil revenue
- Import - Export Activities
- Other revenue



3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

2021年度のベトナム税収確保の状況



Withコロナ以降の税務調査では、今まで以上に厳格な調査が実施される可能性が高い



- オンライン税務調査が主流 ▣対象会社への実査日数の減少並びに調査時間の短縮。
- 税務調査時間短縮 ▣指摘・更正事項に対する抗弁・更正額減少の為の交渉の機会の減少。
- 妥当性・合理性・実在性の立証が難しい曖昧な取引・契約に関する実態主義重視に基づいた調査の強化(コンプライアンス目的の形式要件の具備は必須だが、それだけでは不十分)
- **アグレッシブな税務調査の増加**
▣億円単位の更正税額(ペナルティー含む)が徴収されるケースが急増。
- (他の税項目では税務調査が終了している年度に対する)移転価格のみの税務調査の実施
▣過去の税務調査結果議事録を再確認し、どの税項目が終了しているのか把握が必要。

3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

税務調査への事前準備

今後の税務調査は、

- ・ オンラインベースによる効率・短縮化により、Face to Faceで交渉できる機会が減少する。
- ・ 当局の税収確保の意識がより強くなり、これまで以上に厳格な税務調査が実施される可能性が高い。

など、企業側にとってのハードルがより高まることが想定され、入念かつ計画的な事前準備が不可避となる。



そのために重要なのは、

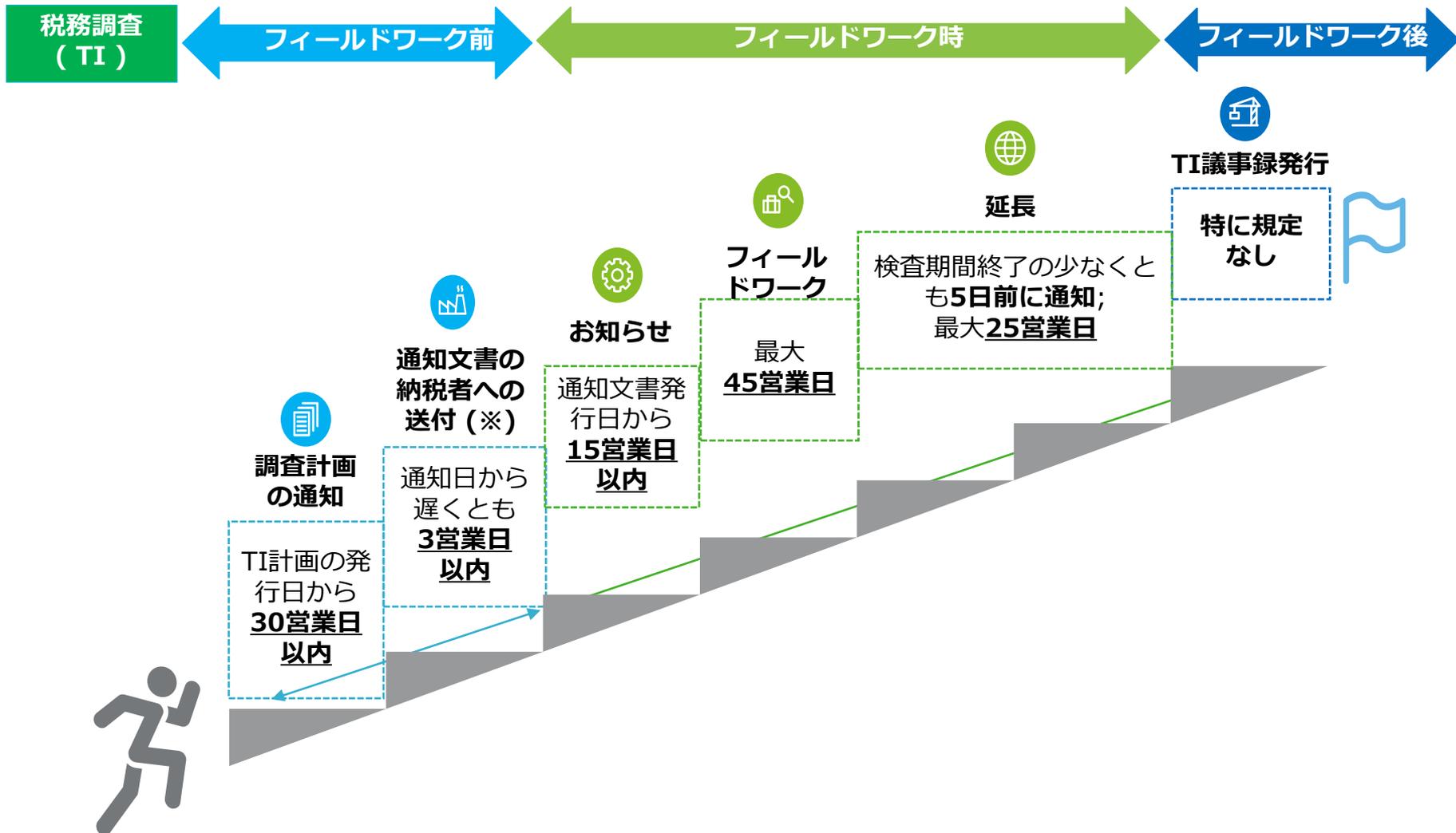
- 頻繁に改訂される税制ルール・実務上の解釈を**適時に把握**すること。
- 過去・現在の文書や税務処理が、現状の税務局の見解と整合性が取れているか**アップデート**が必要。
- 税務上の**ウィークポイント/リスク領域**の適時把握
 - ・ 赤字決算・低利益等の年度については、過去の更正事例に基づき、適時適切な対策の検討が望ましい
 - ・ 妥当性の立証が難しい実態主義に基づいた指摘事項に対する合理的な説明・データ・分析を含むディフェンス文書の作成(Best Effortベース)
- 年初に税務調査対象企業リストに入っていないかどうか確認する
- 実際の税務調査の際には、トレンド・内部事情を熟知した税務調査チームとの適切な交渉・コミュニケーションが出来る専門家を起用する事が、税務更生リスクを低減させる為にも今まで以上に重要

更に、

Withコロナ以降の税務調査においては、事前に相当入念な準備が必要になる可能性がある。税務調査リストにより調査対象になっている事を確認してからの対応着手では、十分な準備が出来なくなる可能性も考慮に入れる必要がある。

3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

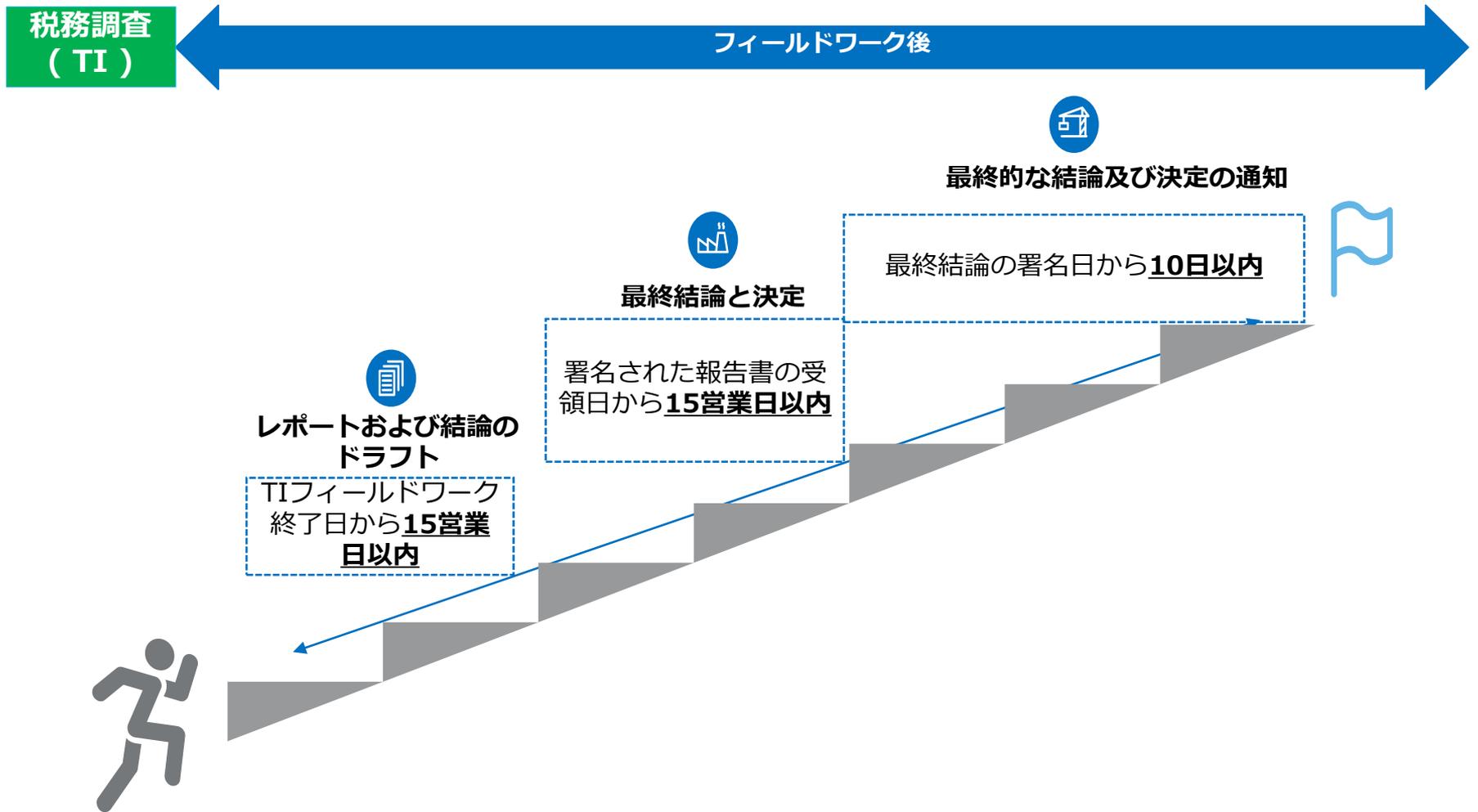
税務調査プロセス (1/5)



(*) 納税者は、決定を受領した日から**5営業日**以内にTIの延期を書面で依頼することができる。

3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

税務調査プロセス (2/5)



3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

税務調査プロセス (3/5)

フィールドワーク前

01

税務調査計画の通知



税務当局



タイムライン



納税者

- **目的:**企業へ税務調査計画を通知し、納税者の情報を収集して、次の段階に向けたさらなる評価(スケジュールの見積り、チームメンバー、潜在的なリスクの特定)を行う
- リストに記載された各納税者へのTI計画の通知書を発行する
- TI計画の発行日から**30営業日以内**
- 通知を受領
- 詳細情報を要求する(トピック、タイムライン、タックスチーム等)
- 必要に応じて調整(遅延、延期など)を提案することを検討する
- TI期に関する確定申告を調整する。

02

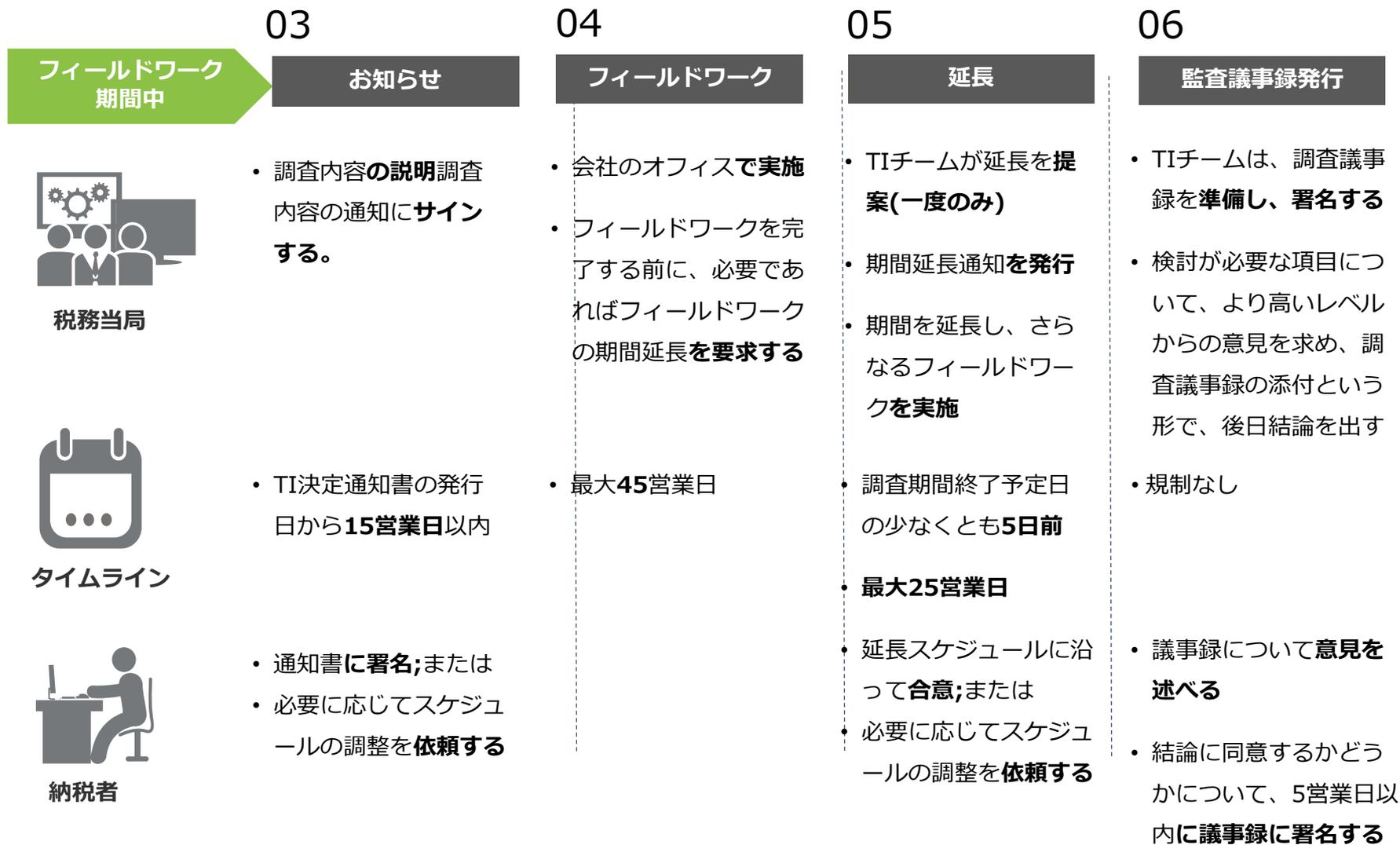
調査決定の通知

- TIのフィールドワークを実施する前に納税者に調査決定書を送付する
- 調査延期に関する承認または否認:納税者の要求が認められた日から**5営業日以内に通知**
- 調査決定通知書の発行日から**3営業日**までに、当該決定通知書は納税者に送付されます
- 決定通知書を受領
- 開始希望日に同意する;または
- 決定を受けた日から5営業日以内に**TIの書面による延期を要望する**
- 延期に対する制限:規制なし
- TI期間中は修正申告不可

注:実際には、多くの理由により、監査/検査期間が長くなる可能性があります。

3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

税務調査プロセス (4/5)



3.8 税務調査(Tax inspection/audit)

税務調査プロセス (4/5)



3.9 その他

社会保険・健康保険等の加入義務(出向形態別)

外国人労働者の社会保険・健康保険・失業保険の納付・加入義務についての取扱いは以下のとおり。

該当者		書類			社会保険	健康保険	失業保険
		労働契約書	アサインメントレター	労働許可証			
出向者	出資者(※1)からの出向者	○/×(※2)	○	○	不要	不要	不要
	出資者(※1)以外からの出向者	○(※3)	○(※3)	○	必要	必要	不要
		×	○	○	不要	不要	不要
現地採用の外国人労働者		○	×	○	必要	必要	不要

※1 出資者とは実務上、**IRC（投資登録証明書）**において記載されている出資者であることが必要

※2 ※1でいう出資者からの出向の場合は、労働契約書の有無にかかわらず、社会保険・健康保険の加入義務はない。

※3 アサインメントレターに、給与等の条件についての詳細の記載があれば労働契約書は不要と考えられる。

3.9 その他

社会保険・健康保険・失業保険の料率について

保険	長短	内容	会社負担分	個人負担分	合計	上限
社会保険	短期	疾病・妊娠出産	3.0%	0.0%	3.0%	公務員に適用される 一般最低賃金の20倍
		労働災害、職業病	0.5%※1	0.0%	0.5%	
	長期	退職年金・遺族給付金 (2021年12月まで)	0.0%	0.0%	0.0%	
		退職年金・遺族給付金 (2022年1月以降)	14.0%	8.0%	22.0%	
健康保険			3.0%	1.5%	4.5%	同上
失業保険 ※2			1.0%	1.0%	2.0%	地域別最低賃金の20倍

※1 Covid-19に関連して、2021年7月1日付の議決No. 68/NQ-CPにより

労働災害保険基金に拠出する事業主に対して、会社負担分の0.5%を、**2021年7月1日から2022年6月30日までの間、0%とする**

ただし雇用主はこの削減から得られた全額をCovid-19の予防の為の費用として使用することが期待されている。

※2 外国人労働者は加入義務なし

3.9 その他

社会保険協定の状況

海外出向者における社会保険への二重加入の問題

→ベトナムへの出向者について、ベトナムにおける社会保険への加入が義務化された場合、本国とベトナム双方において社会保険に加入することになるため、社会保険料を二重に支払うことになる。

上記を避けるために、ベトナムと諸外国間において、社会保険協定を締結し、社会保険料の2重払いを避けようとする動きがある。



2021年12月において、ベトナムと韓国との間で、社会保険協定が締結された
なお、日本との協定については、予備協議中となっている。(次スライド参照)

3.9 その他

日本の社会保障協定締結国(2022年3月現在) 厚生労働省のウェブサイトより

(1)発効済 21か国

 ドイツ	2000年 2月発効	 オーストラリア	2009年 1月発効	 ハンガリー	2014年 1月発効
 英国	2001年 2月発効	 オランダ	2009年 3月発効	 インド	2016年 10月発効
 大韓民国	2005年 4月発効	 チェコ	2009年 6月発効(※)	 ルクセンブルク	2017年 8月発効
 アメリカ	2005年 10月発効	 スペイン	2010年 12月発効	 フィリピン	2018年 8月発効
 ベルギー	2007年 1月発効	 アイルランド	2010年 12月発効	 スロバキア	2019年 7月発効
 フランス	2007年 6月発効	 ブラジル	2012年 3月発効	 中国	2019年 9月発効
 カナダ	2008年 3月発効	 スイス	2012年 3月発効	 フィンランド	2022年 2月発効

(※)2018年8月改正議定書発効

(2)署名済 2か国

 イタリア	2009年 2月署名
 スウェーデン	2019年 4月署名(2022年6月協定発効予定)

(3)政府間交渉中 1か国

 トルコ	2020年 10月 第6回政府間交渉実施
---	----------------------

(4)予備協議中等 4か国

 オーストリア	 タイ
 ベトナム	 ポーランド
	

3.9 その他

ベトナムの最低賃金

❖ 最低基本賃金（公務員）

現在（2020年7月1日より）
VND 1,600,000

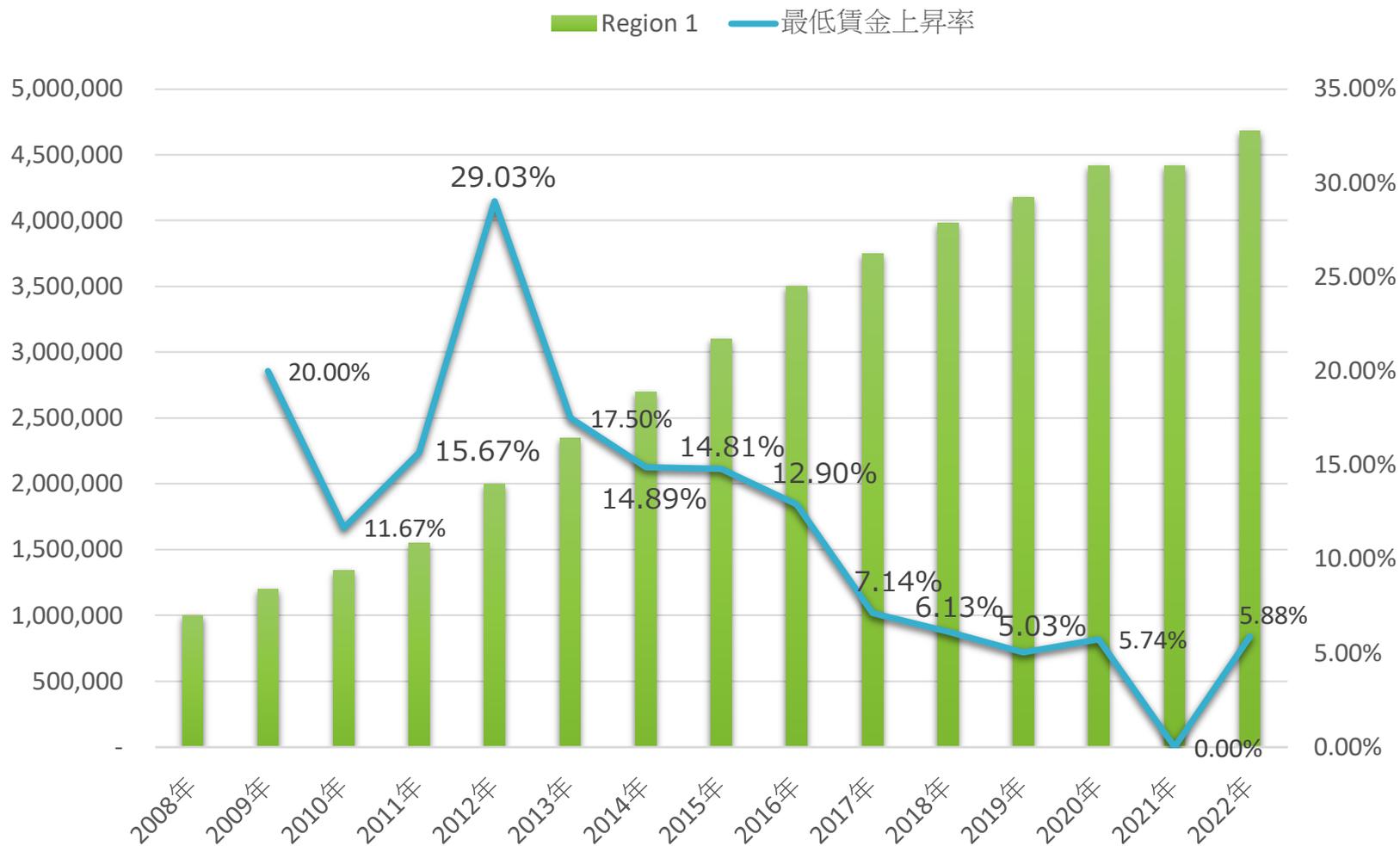
❖ 地域別最低賃金

地域	改定前(2020年1月より)	2022年7月1日より	上昇率
Region1（ハノイ、ホーチミン、ハイフォン等）	VND 4,420,000	VND 4,680,000	5.9%
Region2（バクニン、ダナンなど）	VND 3,920,000	VND 4,160,000	6.1%
Region3（ハナムなど）	VND 3,430,000	VND 3,640,000	6.1%
Region4	VND 3,070,000	VND 3,250,000	5.9%

通常、最低賃金は1月に改訂されるが、2020年1月以降Covid-19の影響を考慮し最低賃金は2022年7月まで据え置きされていた。

3.9 その他

最低賃金及び最低賃金上昇率の推移(Region 1)



第二章 不正リスクマネジメント

- 1 ベトナムにおける不正を巡る環境
- 2 不正ケーススタディ
- 3 予防、発見の為の取組み



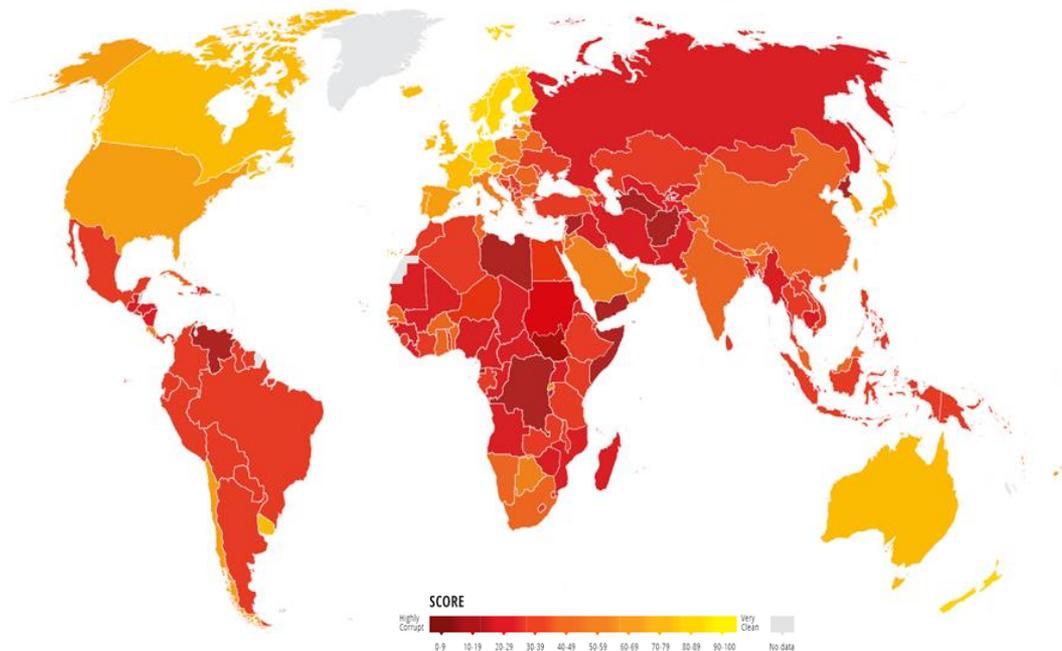
1. ベトナムにおける不正を 巡る環境

1. ベトナムにおける不正を巡る環境

腐敗指数ランキング

東南アジアの腐敗指数 - Transparency International

Reference: Corruption Perceptions Index 2021



ランク	国	スコア
4	シンガポール	85
18	日本	73
62	マレーシア	48
82	東ティモール	41
87	ベトナム	39
96	インドネシア	38
110	タイ	35
117	フィリピン	33
128	ラオス	30
140	ミャンマー	28
157	カンボジア	23

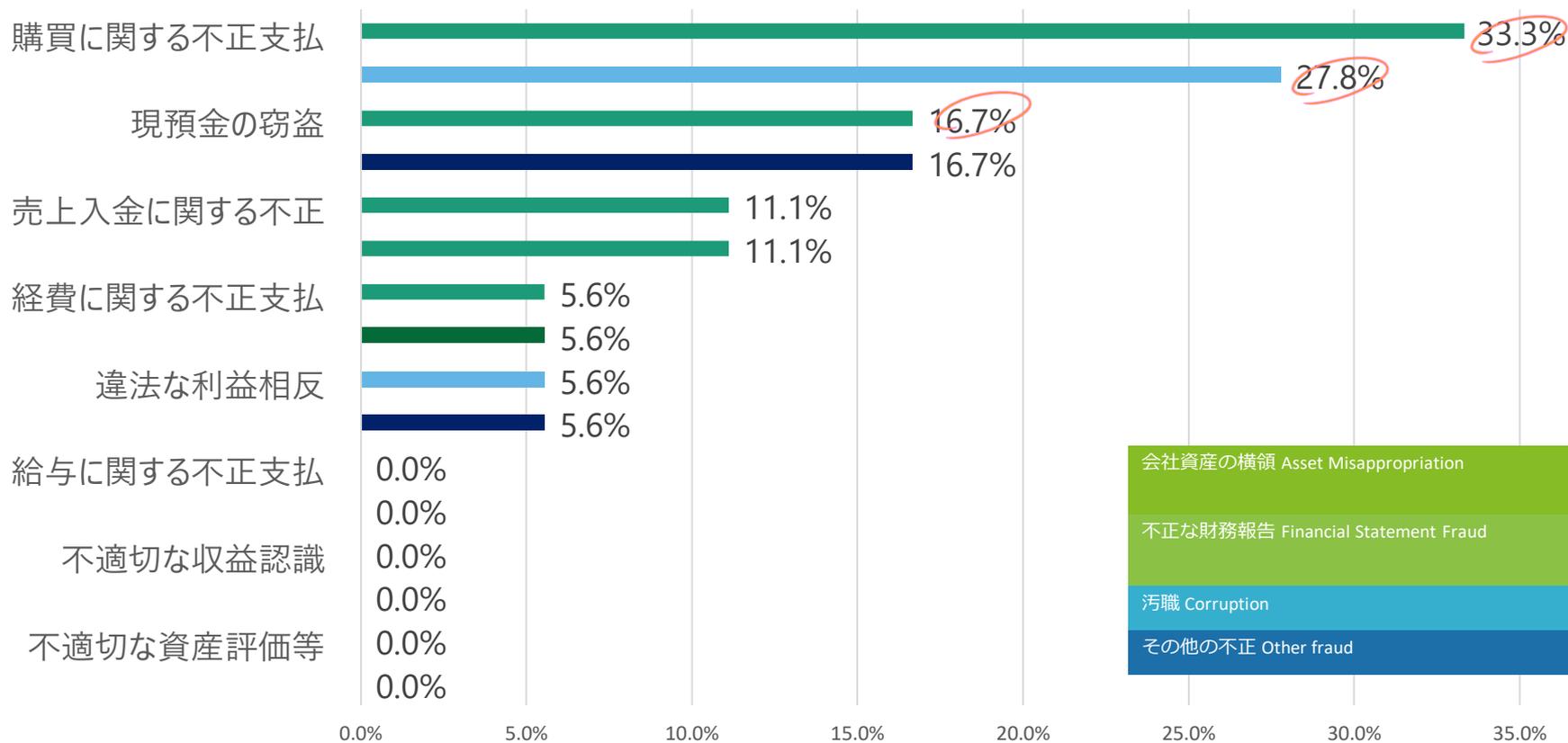
- ・世界の腐敗認識指数 国際比較統計・ランキング
- ・各国政府の腐敗認識指数スコアと国別順位を掲載
- ・Transparency Internationalが調査・公表している腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index – CPI）
- ・政府・政治家・公務員などの公的分野での腐敗度を10～11機関が調査した12～13種類の調査報告に基づき評価している

1. ベトナムにおける不正を巡る環境

不正の種類別発生割合

不正の種類 (複数回答)

Vietnam



1. ベトナムにおける不正を巡る環境

ベトナムの不正の特徴

項目	内容
言葉の壁	<ul style="list-style-type: none">日本人でビジネスレベルでベトナム語の会話や読み書きが出来る人はほぼ皆無→不正の機会を与えやすい
文化・習慣	<ul style="list-style-type: none">社用車の私用の常態化会社の中、冷蔵庫の中のもの共有？時間厳守の感覚（日本人も時間を守らない？）
コンプライアンス意識	<ul style="list-style-type: none">コンプライアンス（ルールを守る事）の意識のレベル差賄賂が不正であるという意識が希薄 →学校・警察・役所・入管・裁判所、病院等
複数人が関与（分配）	<ul style="list-style-type: none">複数の社員で分配している傾向が強い→根が深く、摘発及び対処が難しいキーマン（ベテランの社員）が関与しているケースが多い

1. ベトナムにおける不正を巡る環境

ベトナムにおける関連法令

不正タイプ	施行主体	関連する法令・条文	罰課金・処分	懲役刑 (最高刑)
賄賂/汚職	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 354, 364 - Anti-corruption Law (反汚職 法) 55/2005/QH11	受取る側：最大1億VND (約50万円) の 罰金 渡した側：最大2億VND (約100万円) の罰金 最大、賄賂金額の5倍の金額の罰金	汚職：死刑 賄賂：終身刑
マネーロンダ リング	法務省	- Law on Amendments to the Criminal Code (刑法の修正 法) no. 100/2015/QH13, Article 324	企業：最大200億VND (約1億円) の罰 金、又は1～3年の業務停止 個人：最大1億VND (約50万円) の罰 金	個人：懲役15 年
インサイダー 取引	法務省	- Criminal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 210	企業：最大100億VND (約5千万円) の 罰金、又は1～3年の特定事業の 営業・資金調達の停止 個人：最大2億VND (約100万円) の罰 金	個人：懲役7年
内部通報	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 122	最大10百万VND (約5万円) の罰金	懲役7年
資産の着 服	法務省	- Penal Code (刑法) 100/2015/QH13, Article 353	最大1億VND (約50万円) の罰金	死刑

1. ベトナムにおける不正を巡る環境

日本、米国、英国における贈収賄に関連する法令比較

	法令	内容	刑罰
日本	不正競争防止法	外国公務員への不正な利益供与を防止することにより、国際的な商取引における公正な競争を確保する 「 外国公務員等 に対して、国際的な商取引に関して、営業上の不正の利益を得るために、贈賄等をする事」を禁止している。	法人 ：最高3億円の罰金 個人 ：最大5年の懲役又は、最高500万円の罰金
米国	米国海外腐敗行為防止 (FCPA)	贈賄禁止条項と会計処理・内部統制条項から構成されている 贈賄禁止条項とは、米国人や米国企業等が米国以外の政府関係者・公務員への賄賂を禁止する規定 会計処理・内部統制条項は、適正な会計処理と内部統制を求める規定	贈賄禁止条項に違反 法人 ：最大200万ドルの罰金 個人 ：最大25万ドルの罰金と5年以下の懲役のいずれかまたはその両方が科される 会計処理条項に違反 法人 ：最大500万ドルの罰金 個人 ：最大50万ドルの罰金と20年以下の懲役のいずれかまたはその両方が科される
英国	英贈収賄禁止法 (UKBA)	FCPAよりも新しい法律で、様々な贈収賄の事例を受けて作成されたため、非常に厳格な基準が設けられている	規定に違反 法人 ：罰金のみ 個人 ：禁固10年以内および上限のない罰金

1. ベトナムにおける不正を巡る環境

GDPと平均年収の推移



出所: Global Economic Monitor, World Trend Plus

2. 不正ケーススタディ

2. 不正ケーススタディ

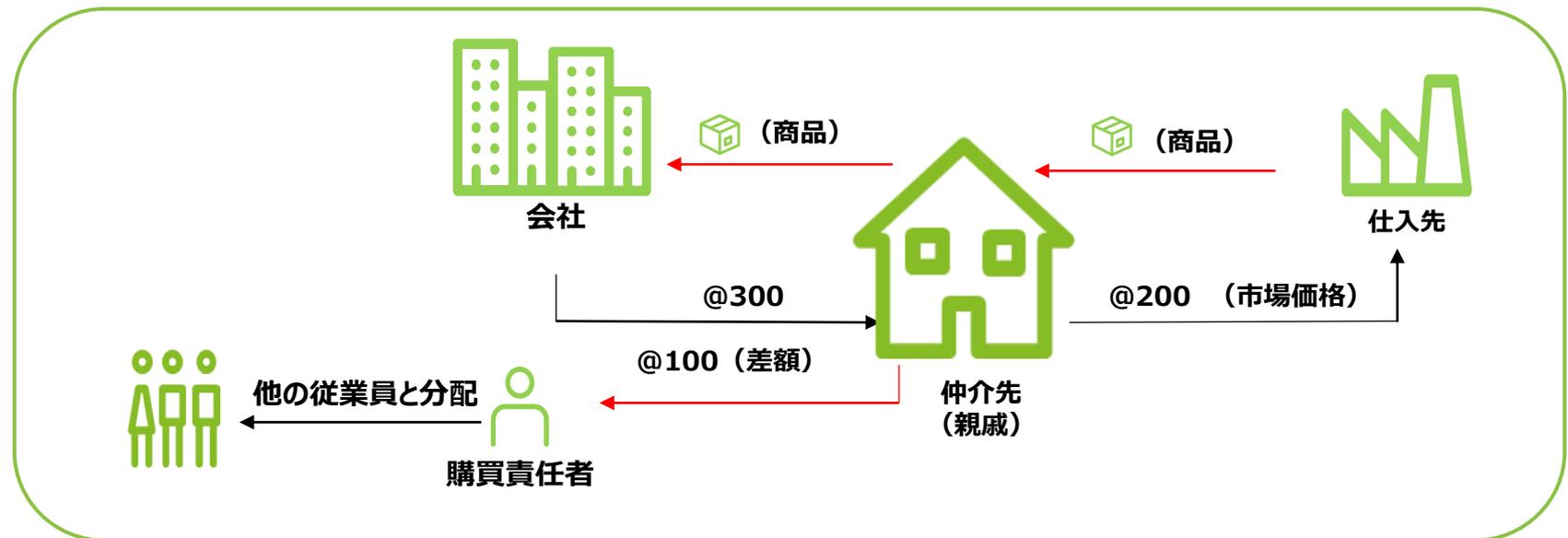
ケース1：仲介先を利用したキックバックの受領

不正内容

親戚の仲介先を利用して、本来@200で購入できるものを@300で会社に販売し、差額の@100をキックバックしていた。購買責任者から複数の従業員に分配されていた。

発覚した理由

他の従業員から内部通報制度を利用して日本の本社に直接報告（Eメール）があり、該当者（購買責任者）のパソコンを調査したところ、金銭の分配の計算をしているエクセルの表が見つかった。取引履歴を調査したところ、購買責任者の親戚の家を仲介している事が判明した。



2. 不正ケーススタディ

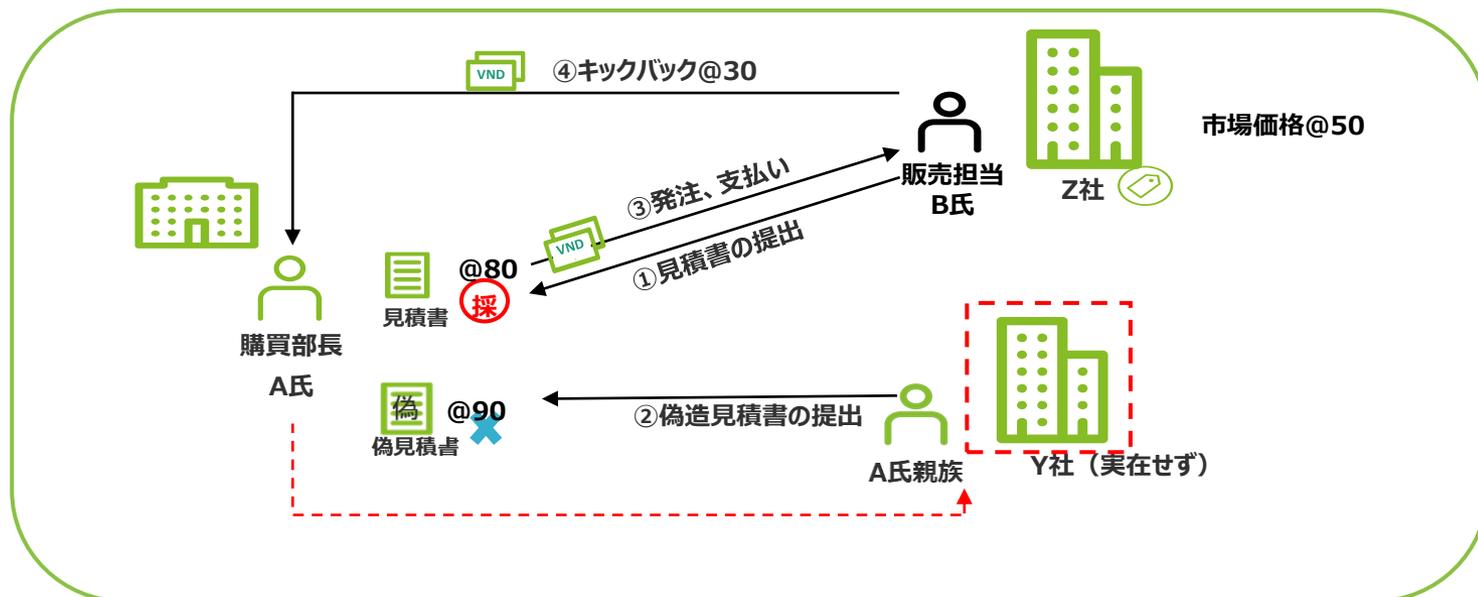
ケース2：キックバックの受領（親族を利用した見積書の偽造）

不正内容

日本人社長が購買部長A氏にベトナム国内取引先からの購入を指示。A氏はY社とZ社の2社の見積書を提示し、日本人社長はY社より安いZ社に発注することを承認した。A氏はZ社に発注したが、後日Z社の単価が市場価格よりもかなり高く、A氏はZ社の販売担当B氏からキックバックを受け取っていたことが判明した。

発覚した理由

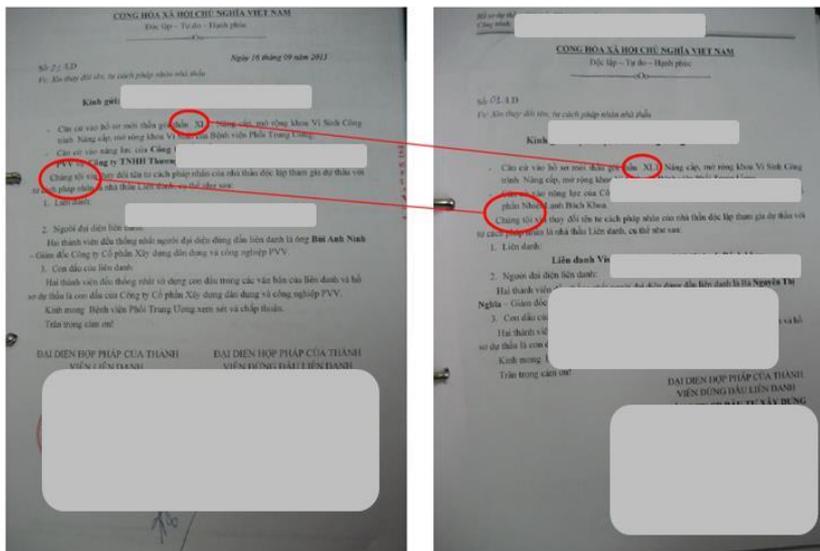
A氏の羽振りが良いという噂があった為フォレンジック調査を行ったところ、A氏の親族が経営者となっているがY社は実在せず、Y社の見積書は偽造したものである事が発覚。



2. 不正ケーススタディ

ケース2：キックバックの受領（親族を利用した見積書の偽造）

フォレンジック調査により、見積書や登記住所において不正の兆候が発見された。



見積書における不正の兆候（例）

- Z社とY社の見積書のテンプレートが類似
- 文法誤りの箇所が一致



- Y社の登記住所をGoogle Mapで見ると、個人の住居のようだったので、実際にY社を訪問したところ、実際に一般の民家であった。
- 在人に尋ねたところ、何のことがわからない様子だった。

***イメージであり、実在するケースではありません**

4. Danh sách thành viên góp vốn

STT	Tên thành viên	Nơi đăng ký bộ khẩu thường trú đối với cá nhân; địa chỉ trụ sở chính đối với tổ chức	Giá trị phần vốn góp (VNĐ); và giá trị tương đương theo đơn vị tiền nước ngoài, nếu có)	Tỷ lệ (%)	Số giấy CMND (hoặc chứng thực cá nhân hợp pháp khác) đối với cá nhân; MSDN đối với doanh nghiệp; Số Quyết định thành lập đối với tổ chức	Ghi chú
1	TA QUANG HUY	Số 38, ngõ 12, phố Nguyễn Văn Trỗi, Phường Phương Liệt, Quận Thanh Xuân	1.360.000.000	20,000	011951148	

- 会社の登記情報を実施したところ、Y社は購買部長A氏の親族が出資している会社であることが判明

2. 不正ケーススタディ

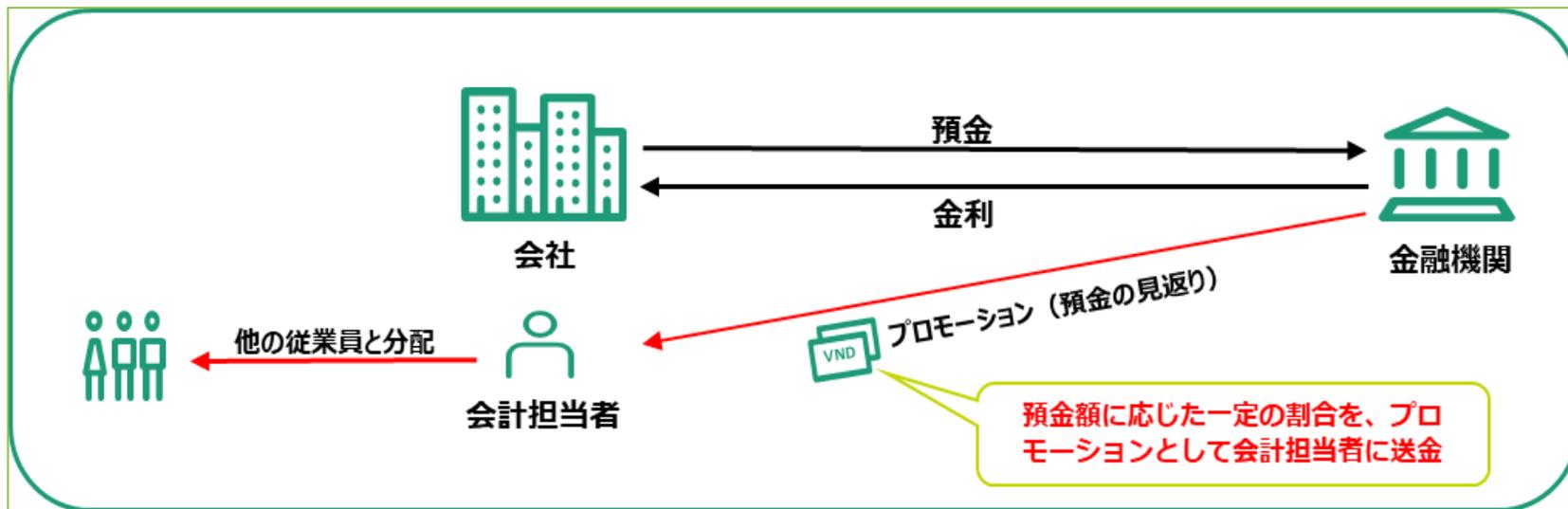
ケース3：金融機関担当者からのプロモーションの受取り

不正内容

会計担当者が金融機関から定期預金成約に対するインセンティブとしてプロモーション（キックバック）を受け取っていた。プロモーションとして、金利とは別に、預金額に応じた一定額が金融機関から会計担当者の個人の口座に送金されていた。その会計担当者は、得た金額を他の従業員と山分けしていた。

発覚した理由

受け取ったインセンティブを山分けしていた従業員の一人が退職し、退職後に会社に報告があり、フォレンジック調査を行った。金融機関担当者は金融機関のメールアドレスを使い、経理担当者の個人メールへ連絡していた。



2. 不正ケーススタディ

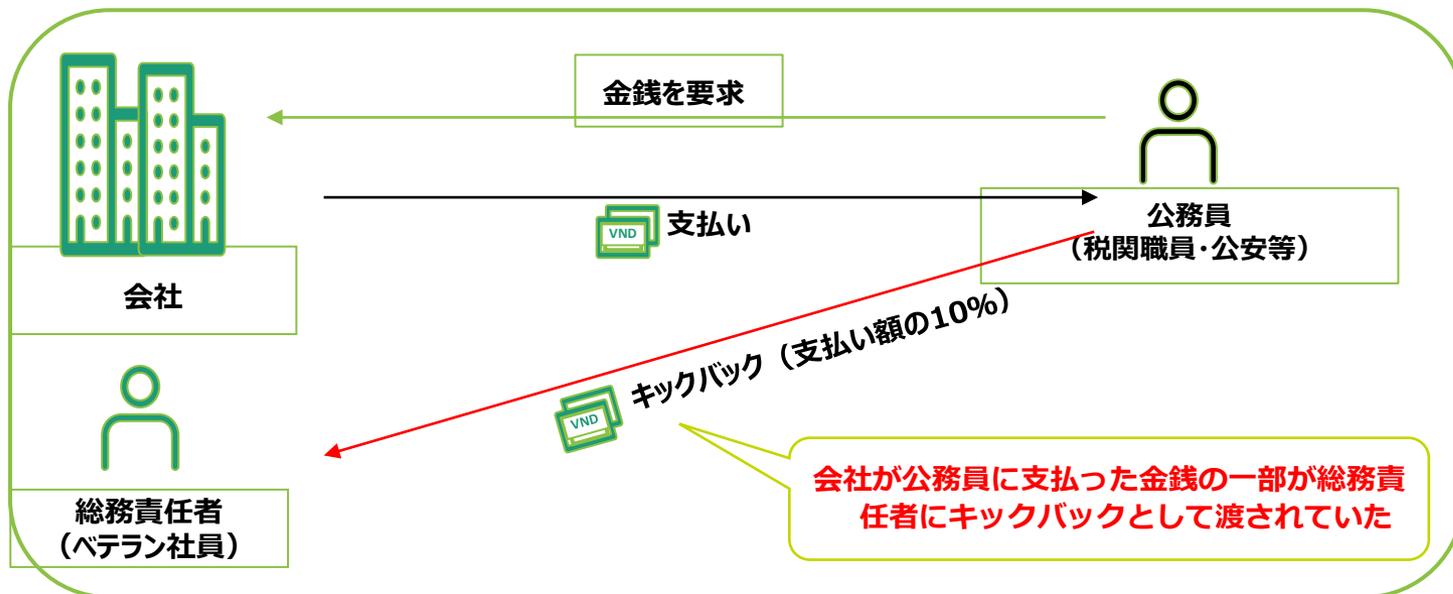
ケース4：公務員に払う金銭の着服

発覚した理由

日本人マネジメントに対して、他の従業員から通報があり、その総務責任者本人に追及したところ自白した。

不正内容

税務署、税関職員・公安等の公務員に金銭を要求され、総務責任者であるベテランの社員に対応を任せたとこ
ろ、キックバックを受けていた。



2. 不正ケーススタディ

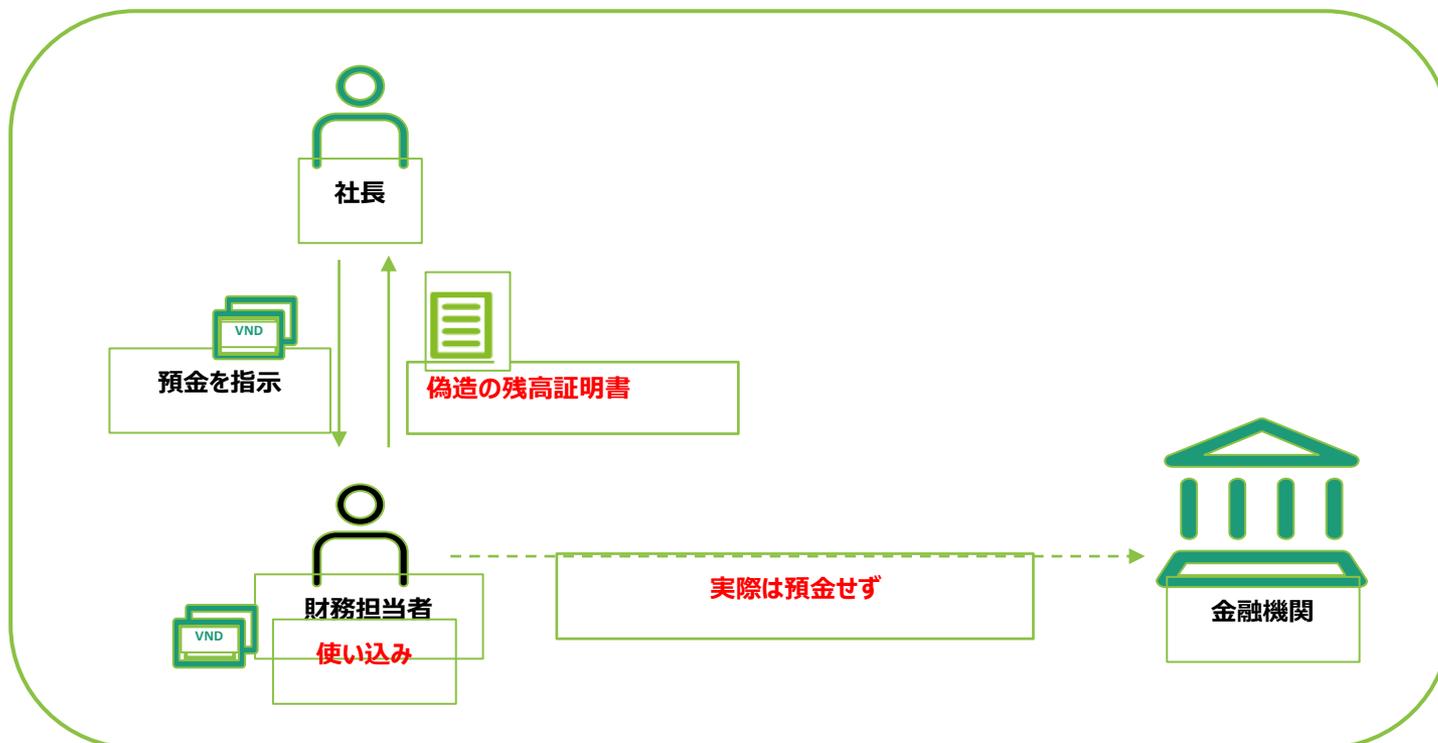
ケース5：残高証明書の偽造

不正内容

社長が財務担当者に定期預金を指示したが、財務担当者は金融機関に預けず、そのお金を使い込み、社長には残高証明書を偽造して提示していた。

発覚した理由

社長から、定期預金を解約するように財務担当者に指示したところ、使い込んだ事を自白した。



2. 不正ケーススタディ

ケース6：架空の従業員を使った給与の着服

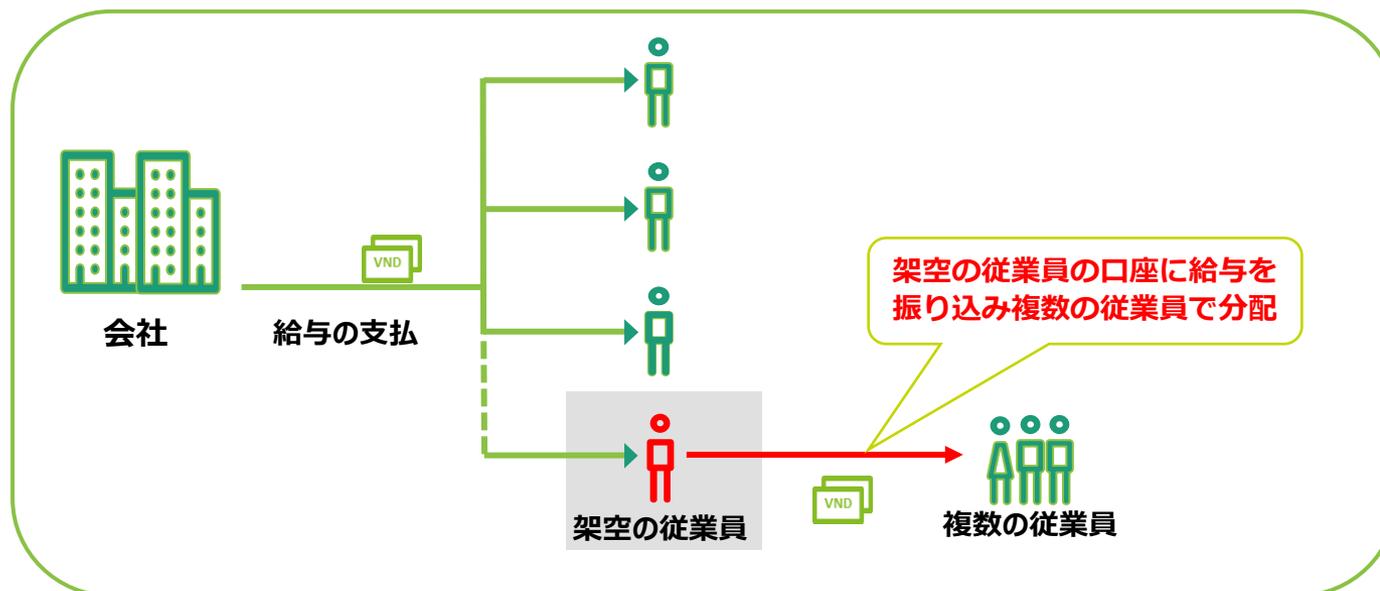
不正内容

退職した従業員を、給与振込先データから削除せず、給与振込み先として他の口座を登録して、給与として支払いを続けていた。数年に渡り行われ、複数の従業員で分配していた。

発覚した理由

内部通報があり、調査会社に依頼したところ、発覚。（ベトナム語がわかる日本人を派遣）

給与振込の従業員データを精査したところ、架空の従業員（既に退職した従業員）が登録されていた。振込み先口座が同一となっていた。



2. 不正ケーススタディ

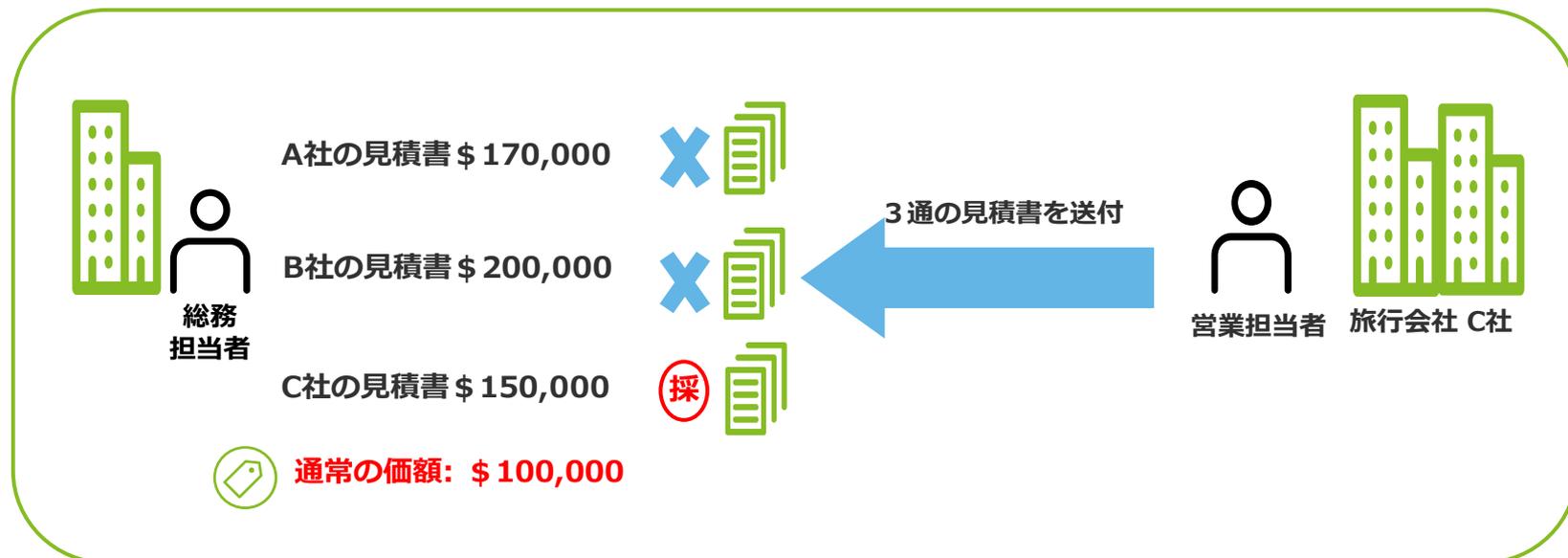
ケース7：見積書の偽造（同一人物から3通の見積書の入手）

不正内容

社員旅行に際し、総務担当者が旅行会社からキックバックを受け取っていた。社内規定通り3社から相見積りをとっていたが、実際は、その中の一つの旅行会社の営業担当者から3通、異なる社名で見積書を入手していた。一番安いC社を採用していたが、3通とも通常の価額よりかなり高額であった。

発覚した理由

内部通報があり、総務担当者のパソコンを調査したところ、発覚した。



2. 不正ケーススタディ

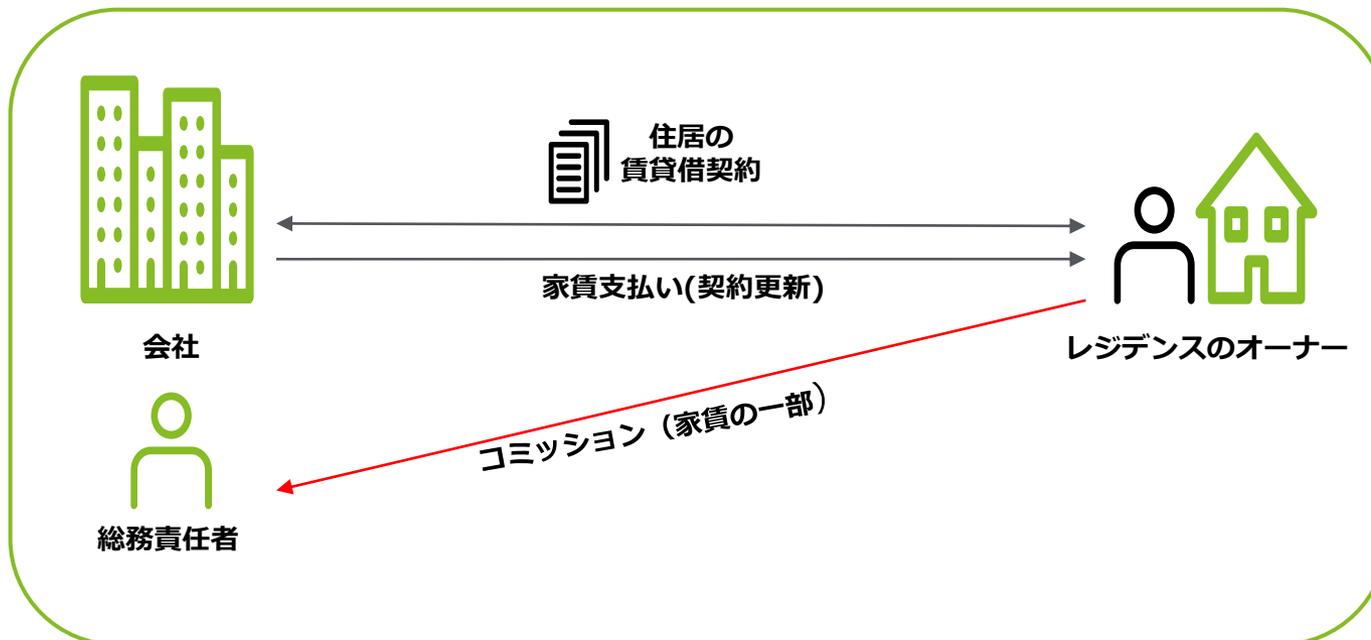
ケース8：レジデンスのオーナーからの家賃のキックバック

不正内容

総務責任者が日本人社長の住居の契約に関して、レジデンス（住居）のオーナーから3か月に一度、更新の度にコミッションとして家賃の一部を得ていた。

発覚した理由

レジデンスのオーナーの家族が誤って、会社の代表電話に連絡してきたため発覚した。総務責任者本人は、自分が社長に住居を紹介したので、会社とは関係なくコミッションを受け取る事は当然の権利であると主張。



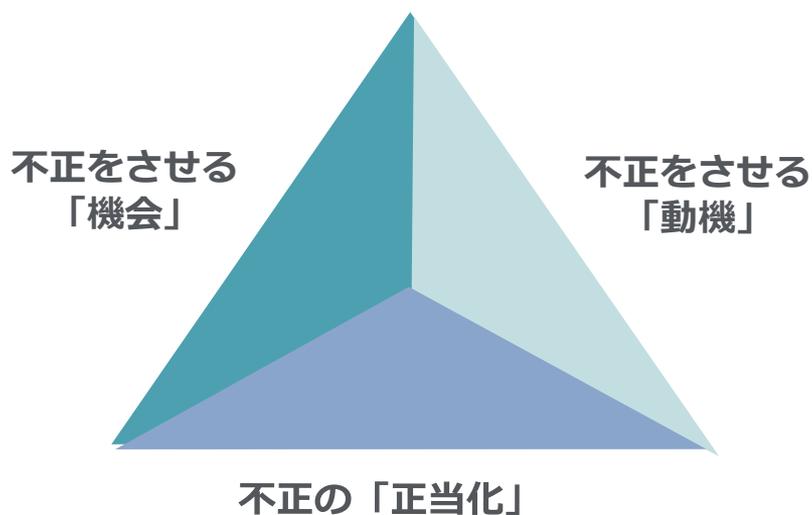
3. 予防、発見の為の取組み

3. 予防・発見の為の取組み

発生メカニズム ～不正のトライアングル～

「機会」・「動機」・「正当化」の要素・条件が揃った時に不正が発生する

不正のトライアングル



① 「機会」

不正行為の実行を可能・容易にする客観的環境
例) 上長（日本人）がチェックしていない、特定の従業員に権限を与えすぎ 等

② 「動機」

不正行為を実行することを欲する主観的事情
例) 多額な借金を抱えている、ギャンブル中毒 等

③ 「正当化」

不正行為を積極的に是認しようとする主観的感覚
例) 他の従業員も同じように悪いことをしている、ちょっと借りて後で返せばいい 等

3. 予防・発見の為の取組み

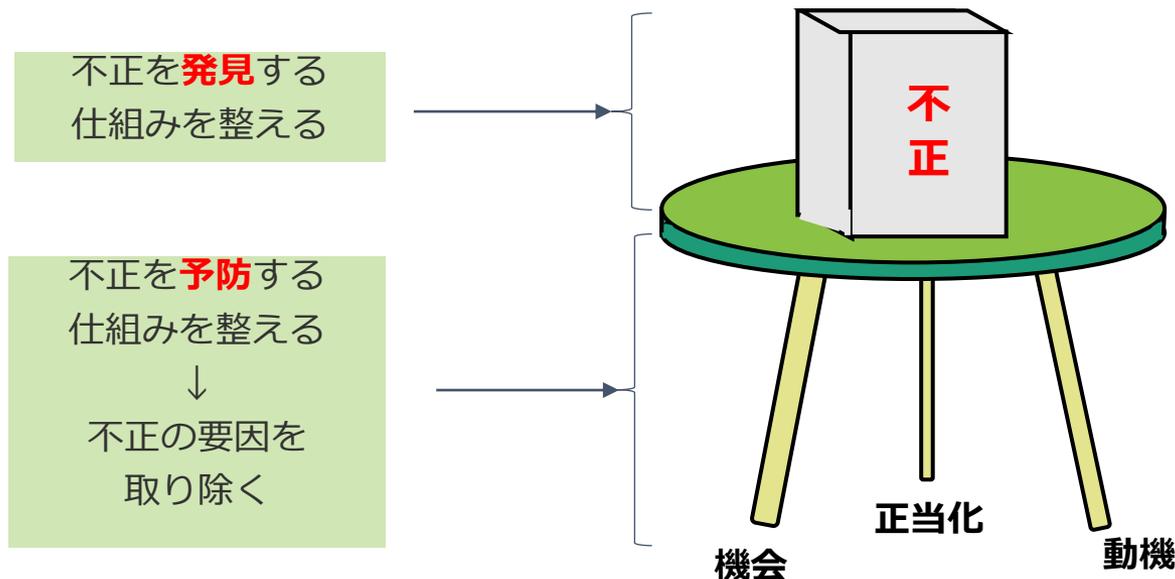
不正への対応策 ～予防と発見の視点～

予防の視点

不正は、「機会」、「正当化」、「動機」の3つの要因によって、成り立っている。そのため、不正を予防するには、この3つの要因を排除していくことが重要となる。ただ、「動機」は個人的な理由によっている部分が多いため、会社として「動機」を排除することは難しい。よって、残りの「機会」及び「正当化」を排除することが、不正の予防に効果的となる。

発見の視点

また、現状、会社にどのような不正が発生しているのか、または発生し得るのか、会社の現状を把握する事が重要。現状を認識した上で、予防策（対応策）を考える必要がある。



3. 予防・発見の為の取組み

予防：「機会」と「正当化」

「動機」はコントロールできないため、「機会」と「正当化」を排除することで不正が起こりづらい環境を作る。

項目	自社での対策	Deloitteで可能なサポート
機会	<ul style="list-style-type: none">まずは社内にどのような機会が存在しているかを把握する。その上で内部統制を強化資産の管理を徹底（副資材の定期的な棚卸）業務分掌を徹底（キーマンに仕事を委譲し過ぎない）監視カメラを設置（高価な原材料等の横領を防ぐ）	<ul style="list-style-type: none">不正ヘルスチェック調達部門等の主要プロセスに関するフォレンジック調査ベンダーのバックグラウンド調査内部統制フレームワーク強化
正当化	<ul style="list-style-type: none">不正は決して許さないという雰囲気（社風）作り不正防止ポリシーの作成及び社内研修の実施（意識付け）不正を発見した際、徹底的に対処する	<ul style="list-style-type: none">コンプライアンス研修による教育

3. 予防・発見の為の取組み

発見：不正を発見する仕組み作り

不正を早期発見する仕組みを整備する事が重要

	自社での対策	Deloitteで可能なサポート
不正を発見する為の仕組み	<ul style="list-style-type: none">内部通報制度の整備定期的な調査（コンピュータ内データ、Eメール、取引先、取引金額等）	<ul style="list-style-type: none">デジタルフォレンジック（コンピューター、サーバーの調査）対象者のインタビューのサポート内部通報管理サービス

- 不正が発覚した際、その事実をベトナム人のキーマン（ベテランの社員）に話さない
 - キーマンが関与している可能性を考慮する
- ➡ 「信用しても信頼するな」 の精神が大切

3. 予防・発見の為の取組み

発見：不正ヘルスチェックの内容

不正対策に対する実務の状況に着目したインタビューの実施

- 不正リスクの監視
- 不正リスクに対する責任の所在
- 不正リスク評価
- 不正リスクに対する許容範囲及びリスク管理ポリシー
- プロセスレベルでの不正リスク対策の内部統制
- 倫理的な行動を促し及び不正を防止するための環境
- 不正予防に関するメカニズム

当該ヘルスチェックに関連する人員

- プロセス責任者
- 部門長
- 内部監査
- 調査チーム
- 法務・コンプライアンス部門

ヘルスチェックによる効果

- 不正を示唆する項目についての早期での検出
- 潜在的なコスト削減の機会
- 会社の評判に対する潜在的な脅威の削減
- 倫理的な環境の促進
- 危険な領域に対して経営者が理解できる

- 検出事項の例
- 規程はあるが、運用されていない、もしくは運用されているかチェックする機能がない
- 利益相反に関する統制の不備（マッピング・宣誓書）
- 例外処理に関する統制

3. 予防・発見の為の取組み

発見：コンプライアンス研修

従業員への不正・コンプライアンス研修の目的

目的：各従業員の価値観・倫理観・リーダーシップ(内発的な価値観の遵守)を向上させ、正しい意識・行動原理を植え付ける為の組織風土の醸成、不正を起こしにくい環境を作る。

課題：明確なゴール・目的をしっかり決定・設計しないと実効性の低いものになってしまうリスクがある



実効性のある効果的なコンプライアンストレーニング実施の為に

コンプライアンス・トレーニングを通じて実現すべき事項



Point1

望ましい行動(Dos)・望ましくない行動(Don`ts)の明確化



Point2

コンプライアンス違反による影響範囲・大きさの明示



Point3

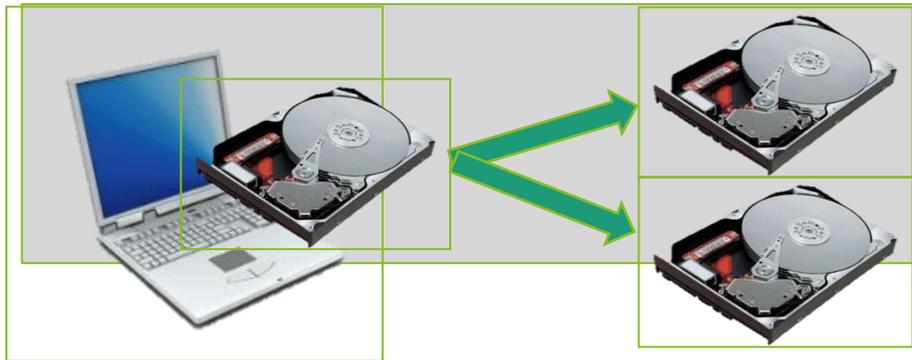
内部統制システムの理解促進を通じた牽制機能の強化

※どの点に重きを置くかにより、形式（座学/e-learning/Workshopなど）やコンテンツは検討する必要がある。

3. 予防・発見の為の取組み

発見：デジタル・フォレンジック

デジタルフォレンジックとは、データの保全・解析・レビューの一連の手続をいう
電子証拠の保全の目的（しっかり電子証拠を保全することからスタート）



証拠保全の目的

- 電子データの証拠化
- 改ざんがないことの証明
- 削除されたデータの確保
- 複数回の検証

保全をしないリスク

- 証拠汚れ、逸失
- 改ざんの疑義
- 復元確率の低下
- 後戻り不可

不正調査は、いかに証明力のある証拠を積み上げられるかがポイント。
保全は証拠の真実性確保のためにも重要な手続である

3. 予防・発見の為の取組み

発見：デジタル・フォレンジック

デジタルフォレンジックの流れ

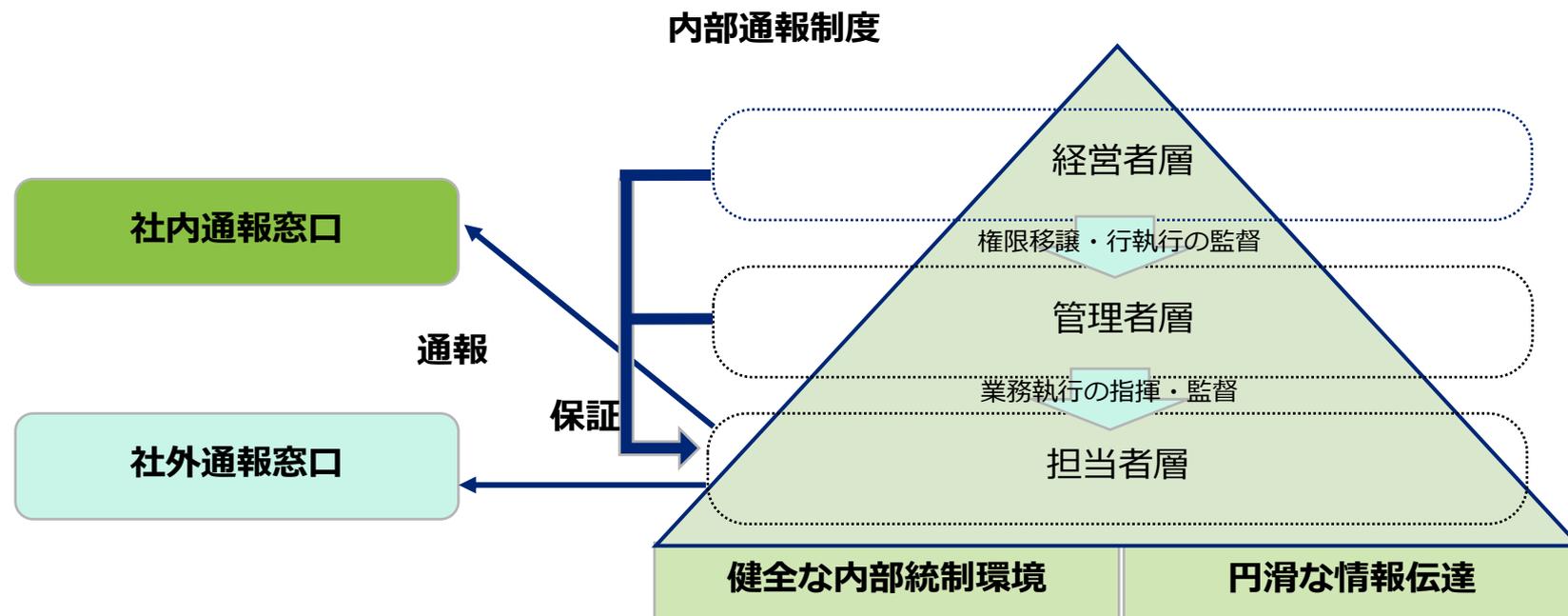


3. 予防・発見の為の取組み

発見：内部通報制度

効果的な不正マネジメントの為には、内部従業員からの情報を安全に吸い上げる制度の併用が望ましい。不正の43%は通報により発覚し、また、その半分は従業員によるものである (出典: ACFE's Report to the nations 2020)

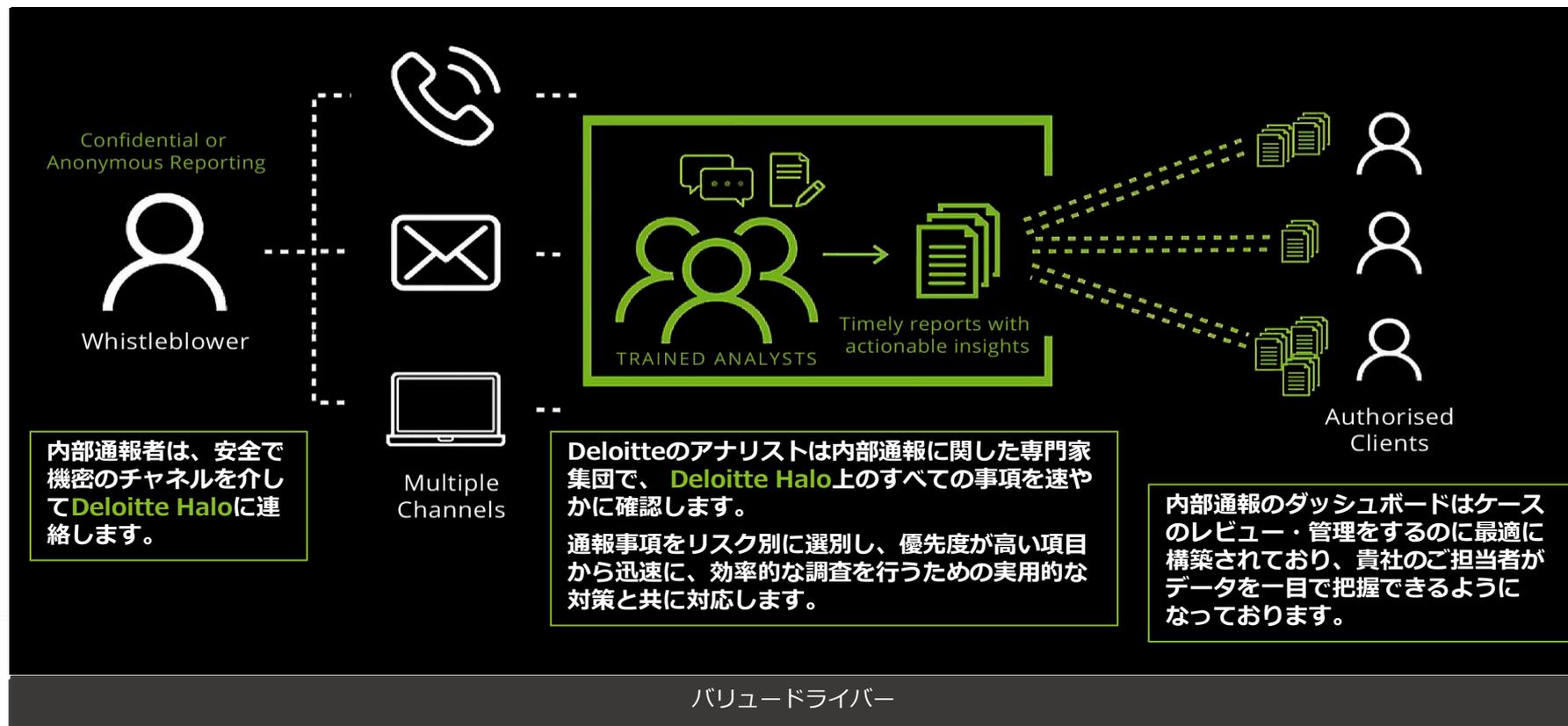
また、世界中の不正の約3分の1は、内部通報や情報提供者からの報告(出典:Voices for change, Transparency International)



3. 予防・発見の為の取組み

発見：内部通報制度

Deloitte Haloは内部通報の専門性と最先端の技術を融合させた、内部通報に特化したシステム



統合されたシームレスなシステム

高い費用対効果

実用的で
労力を要しない

コンプライアンスに基いた強力なガバナンス

信頼性が高く安心

[社会]

ハノイ市人民委前主席の水処理薬品価格水増し事件、控訴審で減刑 賠償金全額支払いで

2022/06/24 06:31 JST更新

ハノイ市人民委員会傘下のハノイ下水排水社(Hanoi Sewerage And Drainage)が、市内の湖水浄化処理のためとして競売入札を行わずに同市共産党委員会前副書記 兼 同市人民委員会前主席のグエン・ドゥック・チュン被告(男・55歳)の裏会社から水処理薬品を高価格で購入した汚職事件の控訴審で、同市上級人民裁判所は22日、全被告の減刑を決めた。



同事件は、ハノイ下水排水社が2016年からチュン被告の指示のもと、市内の湖水浄化処理のためとして競売入札を行わず、ドイツのウォッチ・ウォーター社(Watch Water)に水処理薬品の製造を依頼したが、ウォッチ・ウォーター社からは直接購入せず、チュン被告の妻が設立して他人名義で運営していたArctic社を介して購入し、国に被害をもたらしたというもの。

購入価格は水増しされ、Arctic社が360億VND(約2億1200万円)の不正利益を得ていた。

同市人民裁判所はこれに先立つ2021年12月に開かれた一審裁判で、同事件の被告3人に有罪判決を下した。このうち、チュン被告が主犯格として特定され、公務執行にあたり職権を乱用した罪で禁固8年の判決を言い渡された。民事責任について、ハノイ下水排水社への賠償金として、チュン被告に250億VND(約1億4700万円)、残る2人に残り分の支払いをそれぞれ命じた。

不正関連ニュース①

同市上級人民裁判所は今回の裁判で、チュン被告について、◇家族が賠償金の全額を支払ったこと、◇本人が在任中に多くの賞状と勲章を授与されたことなど、酌量すべき事情があるとして、同被告に対し、3年の減刑を認め、禁固5年の判決を下した。

共犯であるArctic社のグエン・チュオン・ザン社長(男)とハノイ下水排水社のポー・ティエン・フン社長(男)はそれぞれ禁固3年(1年6か月の減刑)、禁固2年6か月(1年6か月の減刑)を言い渡された。同2人も家族が賠償金の全額を支払った。

チュン被告はこのほか、別の2件の刑事事件にも関与している。チュン被告の指示のもとで側近らが捜査書類を略奪した事件の非公開裁判(2020年12月)で禁固5年、ニャットクオン貿易・技術サービス(Nhat Cuong

Trading & Technical Services)やその系列企業、ハノイ市計画投資局における違反事件の裁判(2021年12月)で禁固3年の判決を言い渡されている。

不正関連ニュース②

VIETJO ベトジョー ベトナムニュース

印刷する | ウィンドウを閉じる

[社会]

「HSBC幹部」に成りすまし、詐欺師が御用 融資希望の会社から資金騙し取る

2022/06/23 04:30 JST更新

ホーチミン市警察は21日、「HSBCベトナム・ファイナンス・グループ(HSBC Vietnam Finance Group)」の社長を名乗るチャン・クアン・ソン容疑者(男)を詐欺・資産横領容疑で逮捕した。

これに先立ち、ヌイチユア社(Nui Chua)の社長グエン・タン・ス容疑者と財務部長グエン・トゥイ・ロン・フオン容疑者の共犯2人が逮捕され、同じ容疑で捜査を受けている。



(C) thanhnien, ソン容疑者

捜査結果によると、ス容疑者らは2018年から「『HSBCベトナム・ファイナンス・グループ』と太いパイプがあり、ここから資金を借り入れることができる」と言いふらしていた。

南部メコンデルタ地方ソクチャン省でゴミ処理場の建設投資を計画していたダイトグエン社(Dai Tho Nguyen)の会長であるT・Q・Kさんはこの嘘を信じ、ス容疑者らに対し、ダイトグエン社の「HSBC」からの資金借入れを支援するよう依頼した。

ス容疑者らはその後、融資審査手数料などとして、複数回にわたりKさんから資金を受け取り、合わせて16億VND(約930万円)を騙し取っていたことが確認された。

「HSBCベトナム・ファイナンス・グループ」の社長であるソン容疑者はス容疑者の指示に従い、Kさんを騙すために本人に見せる「融資約束書」などの偽造書類に署名していた。

なお、香港上海銀行ベトナム(HSBC Vietnam)は、同行と容疑者らは一切関係がなく、同事件には関与していないと明らかにした。

不正関連ニュース③

[社会]

「麻薬入りチョコレート」がSNSで堂々販売、摂取後に呼吸困難も

2022/06/24 05:53 JST更新

麻薬を混入させたチョコレート「チルマックス(Chill Max)」が、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)で堂々と販売され、これを口にした多くの人が入院したという。ハノイ市警察が22日に明らかにした。

第2中央熱帯病病院は5月下旬、無気力や呼吸困難などの症状を訴える患者5人を受け入れた。患者らによると、あるチョコレートを食べたから20分ほど経ったところに、不安感や息切れの症状が出て、やがて意識を失ってしまったという。



(C) laodong

病院からの通報を受け、ハノイ市ドンアイン郡警察は捜査に乗り出した。鑑定の結果、チョコレートに麻薬物質の1つで幻覚作用を持つ「ADB-BUTINACA」が混入していたことが確認された。

同市では以前にもチョコレートを装った麻薬が闇市場で売られていたことがある。

問題の「チョコレート」は、学生の間で普及する恐れがあるため、警察は捜査対象を拡大するとともに、保護者に対して子供のおやつなどを監視するよう勧告している。

不正関連ニュース④

VIETJO ベトジョー ベトナムニュース

印刷する | ウィンドウを閉じる

[政治]

過去10年間の汚職・腐敗防止対策総括会議、共産党が開催 全国から8.1万人参加

2022/07/01 15:12 JST更新

ベトナム共産党中央執行委員会の会議場で30日、「2012年から2022年までの10年間における汚職・腐敗防止対策の総括会議」が開催された。

会議には中央検査委員会や公安省、国防省、最高人民検察院など中央政府の9機関と全国63省・市の党委員会の代表がオンライン形式で参加した。多くの地方では郡や村の代表もオンライン参加しており、参加者総数は約8万1000人と過去最大規模となった。



(C) vnexpress

会議では、過去10年間の汚職・腐敗防止対策の結果を評価したほか、腐敗の原因や対策の欠点、経験から得た教訓、今後の課題などが報告された。

会議を主宰したグエン・フー・チョン書記長は、腐敗防止は人々や国際社会から評価されている運動となり、汚職は徐々に抑制されているとし、「行き過ぎた腐敗防止は大胆に考え行動する人の足を引っ張るとの意見もあるが、それはまったく正しくない」と強調した。

チョン氏は、腐敗防止策は近年効果的に実施されてきたとした上で、限界があることも認めた。腐敗の摘発や処分に消極的な姿勢や、汚職で失われた公共資産の回収率の低さ、巧妙化する手段などを指摘した。また、腐敗は権力と分かちがたい欠点であり、短期間に根絶することはできないとし、防止対策を辛抱強く絶え間なく続ける必要があると述べた。

不正関連ニュース⑤

VIETJO ベトジョー ベトナムニュース

印刷する | ウィンドウを閉じる

[三面]

大学入試問題の予想的中で世間を騒がせた「怪盗キッド」に行政処分

2022/07/18 14:52 JST更新

名探偵コナンに登場する主人公のライバルキャラクター「怪盗キッド(Kaito Kid)」のフェイスブック(Facebook)ファンページが、7月上旬に行われた高校卒業 兼 大学入試試験(国家統一試験)の国語試験の内容を予想して的中させた出来事について、公安省は捜査の上、試験問題の漏えいはなかったと結論付けた。ただし、公安省はファンページの管理者に対し、行政処分を科す方針を示した。



(C) tuoitrexahoi

これは教育訓練省品質管理局が明らかにしたものの。同局の発表によると、行政処分を受けるのは、ホーチミン市内の大学に在籍中の大学生3人。この3人は趣味で同ファンページを管理・運営していた。

3人は、独自の分析とネット民の投票結果をもとに出題内容を予想。噂されていたような教育機関に対するハッキングや問題用紙を盗み出すといった行為は確認されなかった。

不正関連ニュース⑤

しかし、当局は今回の出来事が試験問題の漏えい疑惑に繋がり、巷を騒がせたことを重く見ている。3人の行為は、試験の安全確保にマイナスの影響を及ぼし、郵便・通信および情報通信(IT)分野における行政違反の処分を規定する政令第15号/2020/ND-CPに抵触したとされ、公安省は大学および地元当局と協力し、大学生らを処分する方針。

「怪盗キッド」のファンページを運営する大学生らは、国家統一試験の前日、「マジックショーは終わりだ。明日の国語の入試課題は、作家グエン・ミン・チャウ著の『遠くの船』だ。みんなの健闘を祈るよ」と投稿。翌日行われた国語の試験では、まさに『遠くの船』が課題となっており、見事に予想を的中させた。

「怪盗キッド」が国家統一試験の入試内容を言い当てるのは、これが初めてではなく、2020年と2021年にも国語入試の内容を的中させており、受験生たちの救世主となっていた。以前の投稿で「マジックで問題用紙をのぞいた」とコメントしたことがあり、その的中率の高さから、教育機関のシステムに潜入して本物の怪盗さながらに問題用紙を盗み出したのではとの疑惑が持ち上がっていた。

[VTV 19:35 14/07/2022 / VOH 08:51 15/07/2022 / Vietnamplus 19:46 14/07/2022 U]

© Viet-jo.com 2002-2022 All Rights Reserved.

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (1/3)

ランク	国	スコア
1	デンマーク	88
1	フィンランド	88
1	ニュージーランド	88
4	ノルウェー	85
4	シンガポール	85
4	スウェーデン	85
7	スイス	84
8	オランダ	82
9	ルクセンブルク	81
10	ドイツ	80
11	イギリス	78
12	香港	76
13	カナダ	74
13	アイスランド	74
13	アイルランド	74
13	エストニア	74
13	オーストリア	74
18	オーストラリア	73
18	ベルギー	73
18	日本	73

ランク	国	スコア
18	ウルグアイ	73
22	フランス	71
23	セイシェル	70
24	アラブ首長国連邦	69
25	ブータン	68
25	台湾	68
27	チリ	67
27	アメリカ合衆国	67
29	バルバドス	65
30	バハマ	64
31	カタール	63
32	韓国	62
32	ポルトガル	62
34	リトアニア	61
34	スペイン	61
36	イスラエル	59
36	ラトビア	59
36	セントビンセントおよび グレナディーン諸島	59
39	カーボベルデ	58
39	コスタリカ	58

ランク	国	スコア
41	スロベニア	57
42	イタリア	56
42	ポーランド	56
42	セントルシア	56
45	ボツワナ	55
45	ドミニカ	55
45	フィジー	55
45	ジョージア	55
49	チェコ	54
49	マルタ	54
49	モーリシャス	54
52	グレナダ	53
52	キプロス	53
52	ルワンダ	53
52	サウジアラビア	53
56	オマーン	52
56	スロバキア	52
58	アルメニア	49
58	ギリシャ	49
58	ヨルダン	49

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (2/3)

ランク	国	スコア
58	ナミビア	49
62	マレーシア	48
63	クロアチア	47
64	キューバ	46
64	モンテネグロ	46
66	中国	45
66	ルーマニア	45
66	サントメ・プリンシペ	45
66	バヌアツ	45
70	ジャマイカ	44
70	南アフリカ	44
70	チュニジア	44
73	ガーナ	43
73	ハンガリー	43
73	クウェート	43
73	セネガル	43
73	ソロモン諸島	43
78	バーレーン	42
78	ベナン	42
78	ブルキナファソ	42

ランク	国	スコア
78	ブルガリア	42
82	東ティモール	41
82	ベラルーシ	41
82	トリニダード・トバゴ	41
85	インド	40
85	モルディブ	40
87	コソボ	39
87	コロンビア	39
87	エチオピア	39
87	ガイアナ	39
87	モロッコ	39
87	北マケドニア	39
87	スリナム	39
87	タンザニア	39
87	ベトナム	39
96	アルゼンチン	38
96	ブラジル	38
96	インドネシア	38
96	レソト	38
96	セルビア	38

ランク	国	スコア
96	トルコ	38
102	ガンビア	37
102	カザフスタン	37
102	スリランカ	37
105	コートジボワール	36
105	エクアドル	36
105	モルドバ	36
105	パナマ	36
105	ペルー	36
110	アルバニア	35
110	ボスニア・ヘルツェゴビナ	35
110	マラウイ	35
110	モンゴル	35
110	タイ	35
115	エルサルバドル	34
115	シエラレオネ	34
117	エジプト	33
117	ネパール	33
117	フィリピン	33
117	ザンビア	33

腐敗認識指数 国別ランキング・推移 (3/3)

ランク	国	スコア
117	アルジェリア	33
122	エスワティニ	32
122	ウクライナ	32
124	ガボン	31
124	メキシコ	31
124	ニジェール	31
124	パプアニューギニア	31
128	アゼルバイジャン	30
128	ボリビア	30
128	ジブチ	30
128	ドミニカ共和国	30
128	ラオス	30
128	パラグアイ	30
128	トーゴ	30
128	ケニア	30
136	アンゴラ	29
136	リベリア	29
136	マリ	29
136	ロシア	29
140	モーリタニア	28

ランク	国	スコア
140	ミャンマー	28
140	パキスタン	28
140	ウズベキスタン	28
144	カメルーン	27
144	キルギスタン	27
144	ウガンダ	27
147	バングラデシュ	26
147	マダガスカル	26
147	モザンビーク	26
150	グアテマラ	25
150	ギニア	25
150	イラン	25
150	タジキスタン	25
154	レバノン	24
154	ナイジェリア	24
154	中央アフリカ共和国	24
157	カンボジア	23
157	ホンジュラス	23
157	イラク	23
157	ジンバブエ	23

ランク	国	スコア
161	エリトリア	22
162	コンゴ	21
162	ギニアビサウ	21
164	チャド	20
164	コモロ	20
164	ハイチ	20
164	ニカラグア	20
164	スーダン	20
169	ブルンジ	19
169	コンゴ民主共和国	19
169	トルクメニスタン	19
172	赤道ギニア	17
172	リビア	17
174	アフガニスタン	16
174	韓国、北朝鮮	16
174	イエメン	16
177	ベネズエラ	14
178	ソマリア	13
178	シリア	13
180	南スーダン	11

日系企業サービスグループ担当紹介

ハノイ オフィス

原田 潤一 (Junichi Harada)
+84 93 454 6959
junharada@deloitte.com



Deloitte Vietnam
ディレクター
日系企業担当
日本国公認会計士

- 1996年日本の大手監査法人に入所、製造業・卸売業、通信販売業、小売業等、上場会社から株式公開準備会社の監査業務、内部統制構築支援、J-SOX等内部統制のコンサルティング業務、ITに関するアドバイザリー業務において20年以上の経験を有する。
- 2014年6月に他のBIG 4 ファームのベトナム・ハノイ事務所に勤務。
- 2021年1月よりデロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務（至現在）。
- ベトナム日本商工会等において、ベトナムに関する会計・税務各種のセミナー講師を務める。
- 公認会計士（日本）
- CISA（公認情報システム監査人）

仁科 秀彬 (Nishina Hideaki)
+84 93 6352 252
hidnishina@deloitte.com



Deloitte Vietnam
シニアマネジャー
日系企業担当
日本国公認会計士

- 2008年監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）大阪事務所に入社。
その後、主として製造業、運輸業への会計監査、J-SOX、新収益認識会計基準導入支援等のプロフェッショナルサービス業務に従事。
- 2021年12月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に駐在中。
- ベトナムにおいて、日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務を提供するとともに、各種セミナー講師も担当。
- 日本国公認会計士

ヒエウブイ (Hieu Bui)
+84 982 737 711
hieubui@deloitte.com



Deloitte Vietnam
シニア
日系企業担当

- 2019年9月立命館アジア太平洋大学卒業（国際経営学部）。
- 2019年10月日本において商社に勤務。
- 2021年3月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務。
- 対応言語：ベトナム語、日本語、英語

テュエット グエン (Tuyet Nguyen)
+84 985 785 809
tuyetng@deloitte.com



Deloitte Vietnam
シニア
日系企業担当

- 2019年6月Ha Noi大学日本語学部卒業。
- 2022年3月法政大学大学院人文科学研究科日本学専攻卒業。
- 2022年6月より、デロイトベトナム・ハノイ事務所に勤務。
- 対応言語：ベトナム語、日本語、英語

日系企業サービスグループ担当者紹介

ホーチミンオフィス

高石 元 (Gen Takaishi)
gtakaishi@deloitte.com
+84 913 929 300



Deloitte Vietnam
ディレクター
日系企業担当
リーダー
米国公認会計士
ベトナム国公認会計士

- ベトナムに進出する日系企業に対する会計・監査・税務及びアドバイザリー業務につき18年超の経験を有する。
- 2002年6月にデロイトアジアパシフィックに入所、同年9月よりベトナムホーチミン市での赴任を開始（至現在）
- 日本において、ベトナム会計基準や税法に関する日本語での書籍の執筆及びニュースレターの発行を行う。
- 日本・ベトナムにおいて、ベトナムに関する会計・税務セミナー講師をつとめる。

高田 航希 (Koki Takada)
ktakada@deloitte.com
+84 28 710 14232



Deloitte Vietnam
マネジャー
日系企業担当
日本国公認会計士

- 2014年 有限責任監査法人トーマツ大阪事務所に入社。
- その後、主として製造業、通信業、建設業への会計監査、IFRS支援、J-SOX等のプロフェッショナルサービス業務に従事。
- 2017年より、東京事務所へ異動。
- 2020年より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に駐在中。

リエン レー (Lien Le)
lienle@deloitte.com
+84 (0)973396133



Deloitte Vietnam
シニア
日系企業担当

- 2011年9月ホーチミン市人文社会科学大学日本語学部卒業。
- 2019年11月より、デロイトベトナム・ホーチミン事務所に勤務。
- 対応言語：ベトナム語、日本語、英語

フオン グエン (Phuong Nguyen)
phuongung@deloitte.com
+84 (0)935749134



Deloitte Vietnam
アソシエイト
日系企業担当

- 2020年9月、フ工大学外国語大学卒業（日本語日本文化学部）。
- 2021年3月より、日本商社に勤務。
- 2021年7月より、デロイトベトナムのホーチミン事務所に勤務。
- 対応言語：日本語、英語、ベトナム語



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Vietnam

In Vietnam, services are provided by separate and independent legal entities, each of which may be referred to or known as Deloitte Vietnam.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Vietnam Tax Advisory Company Limited